

第百八十五回国
会

参議院災害対策特別委員会会議録第五号

平成二十五年十一月二十日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月十九日

仁比 聡平君

補欠選任
田村 智子君

十一月二十日

磯崎 仁彦君

補欠選任
宮本 周司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

竹谷とし子君

小坂 憲次君

松下 新平君

牧山ひろえ君

西田 実仁君

磯崎 仁彦君

高野光二郎君

柘植 芳文君

長峯 誠君

羽生田 俊君

馬場 成志君

舞立 昇治君

宮本 周司君

吉川ゆうみ君

那谷屋正義君

野田 国義君

森本 真治君

吉川 沙織君

柴田 巧君

田村 智子君

室井 邦彦君

衆議院議員

災害対策特別委員長

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

災害対策特別委員長代理

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、仁比聡平君が委員を辞任され、その補欠として田村智子君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) 災害対策樹立に関する調査のうち、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る地震防災対策に関する件を議題といたします。

本日は、参考人として首都高速道路株式会社代表取締役社長菅原秀夫君、東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センター長田中淳君及び焼津市長中野弘道君に御出席いただき、御意見を承ることといたします。

この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の方々から忌憚のない御意見をお伺いし、今後の調査の参考にいたしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、まず、菅原参考人、田中参考人及び中野参考人の順序で一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、その都度、委員長の許可を得るということになっておりますので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。それでは、まず菅原参考人からお願いいたします。菅原参考人。

○参考人(菅原秀夫君) 改めまして、首都高社長の菅原でございます。本日は、参考人として発言をさせていただく機会をちょうだいいたしました。誠にありがとうございます。

本日は、時間も限られておりますので、私の方からは、地震防災にも資する点検と補修の在り方、そして大規模更新、そして二つ目としては、南海トラフ地震あるいは首都直下地震等々、非常に今懸念されているわけでございますけれども、そういう状況の中で地震防災についての取組、この二点に絞ってお話をさせていただきます。このように思うわけでございます。

まず冒頭、我が社の首都高の生い立ちをちょっとお話をさせていただきますと存じます。

昭和三十年代、御案内のように急速なモータリゼーション、拡大いたしました。道路インフラの整備が追い付いていないということで、都心部で本当に大変な大渋滞が発生しておりました。こういう状況の中で、さらに加えて、昭和三十四年には、三十九年の東京オリンピック開催が決定されたということもございまして、以降急ピッチで首都高が建設開始されました、三十七年の十二月の二十日、京橋から芝浦まで約四・五キロでございますけれども、開通したわけでございまして、昨年めでたく開通五十周年を迎えたということでございます。

ただ、急ピッチで建設を進めたものでありますから、道路建設が、御案内のように一番時間が掛かるのは用地買収なんです。そういうこともございまして、用地買収の必要のない道路あるいは河川、堀、こういうようなものを活用したものですから、非常に首都高は高架橋が多いんです。これはちよっとほかの高速道路とは違うと思います。大体八割が高架橋です。

そういう状況の中で、今日では総延長が約三百

キロメートル、それで一日当たり約百万台、大型車はこのうち約一割ということになってございまして、大体二十三区内の地方道、これと比べますと五倍の交通量がございまして、大型車は。さらに加えて、道路延長で申しますと、首都高は大体二十三区内の一五％でありまして、貨物の輸送量を見ますと三〇％ということになっておりまして、そういう意味で、首都高は首都圏のみならず日本全体の社会経済活動を支える基幹的なインフラであると言っても過言ではないと、このように思うわけでございます。

ただ、その一方で、建築後四十年を経過している路線が約三〇％ございます。それと、建築後三十年というところで見ますと、大体半分、五〇％が三十分経過しているということで、非常にそういう意味では高齢化が進んでいるということでありまして、それに加えて、先ほど申し上げましたように、膨大な交通量があると、それに加えて大型車の比率が高いということで、表現はあれかもしれませんが、そういう意味では過酷な使用状況にあるということが言えると思います。

こういう状況の中で、やはり一番求められるのは安全、安心の確保だと思います。そういう意味で、的確な点検と補修、これが大事だと思います。昨年十二月に、本当に笹子で痛ましい事故がございました。我が社といたしましては、やはり従来にも増してこの点検と補修、こういうものに力を入れたいと、こう思っているわけでございます。

まず、その点検と補修について申し上げますと、点検につきましては、日常点検をして定期点検、この二つに分かれます。日常点検は、週二回あるいは三回のパトロールカーによる車の上からの巡回の目視による点検、これを行っております。それと、大体年二回ぐらい徒歩による、歩いて高架下から、八割高架でありますから、高架下から目でもって点検をする、こういうことをやっております。これが日常点検。

それと、定期点検といたしましては、五年に一

回でございまして、構造物に接近をして、目で見て、触ってみて、打ってみて、たたいてみてという、要するに、よく目視、触診、打音と言っておりますけれども、こういうものをやっております。

そして、この点検の結果、即直さなきゃいけないものがあります。これはもう立ち所に補修をしておまわすけれども、計画的に補修するものもあるわけでございまして、非常に老朽化も進んでいるということもございまして、毎年発生する件数、これが非常に多いものでありますから、今までは補修件数が追いついていなかったということがございまして、二十四年度末で見ますと、大体十万件ぐらい未補修の損傷数がございました。

これではいけないということも考えまして、二十五年度、今年を未補修の損傷の削減元年というふうに位置付けをいたしまして、取組体制の強化あるいは進行管理を強化いたしまして、これまでたまたまいた十万件をこれから四年間のうちに全部改修いたします。そういう取組をしているということでございます。

今申し上げました点検と補修、これで当面の安全性は確保されているというふうに考えているわけでございまして、ただ、今後長期にわたって安全、安心を確保するためには、やはり大規模更新それから大規模修繕、これは避けられないだろうというふうに考えまして、昨年の三月でございまして、社内に東京都大学の教授をされております涌井先生を委員長とする調査研究委員会を立ち上げてまして、今年の一月の十五日、提言をちょうだいいたしました。

この提言の内容につきましては、いままで申し上げますと、この古さ、古さと負荷ですね、道路に掛かる負荷、この二点から、六路線、六路線と申しますのは、都心環状線、一号の羽田線、三号の渋谷線、四号の新宿線、そして六号の向島線、七号の小松川線、この六路線七十五キロメートルを検討路線として抽出したということでござい

さらに、抽出した路線の中で検討区間、これを更に検討いたしました、四十八キロメートル。これは、大規模更新、要するに建て替えですね、大規模更新すべきところが十六キロメートルぐらい、それから大規模修繕が二十八キロメートル、それから、なお詳細な調査をして大規模更新か修繕を決めるというものが四キロありまして、大体四十八キロメートル、これを検討区間としたわけでございまして。

概算の費用でございまして、七千九百から九千億円ということになっております。いずれにしても、今年の一月十五日、提言をちょうだいして以降、社内にPTを立ち上げまして今検討を進めているところでございます。

ただ、この大規模更新、大規模修繕、課題が二つございます。

一つが、財源の問題でございまして、御案内のように、現在の償還計画にはこの大規模更新、大規模修繕、これが含まれておりませんので、それについて課題があるということでございまして、これにつきましては、御案内のように、国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会という、こういうところで、十年から十五年程度の料金徴収期間の延長によりまして、各世代の利用者負担の平準化を検討すべきであるというものが中間答申でなされております。さらに、加えて、来年の概算要求におきまして、建設費の償還が終わったと、償還満了後、継続して料金を徴収する制度を要求しているところがございます。これが一つ目、財源ですね。

二つ目の課題が、着手する時期であります。大規模更新は、非常に時間が掛かる。通行止めを伴うんですね、長期に伴う。御案内のように、首都高は大変な交通量がありますので、迂回路、この確保が大事だということに考えておりまして、そういう意味で、よく首都圏三環状と言っておりますけれども、中央環状、それから外環道、圏央道ですね。

中央環状につきましては、これは首都高でやつ

ているわけでございまして、二十六年度の完成を目指してやっております。それから、外環道、圏央道につきましては、これは大体、概成、おおむねできるのは三十四年というふうに聞いておりますが、いずれにしても、こういう三環状のネットワークの整備状況を見ながら、国土交通省なり各地元の地方公共団体と連携を強めて、連携をして取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

ただ、一号の羽田線の東品川橋、それから鮫洲埋立部につきましては、先ほど申し上げました大規模更新の対象区間に入っていることはもちろんでございまして、迂回路の仮設が可能ということがございまして、早期着手が可能であるというふうに考えておりますが、いずれにしても、この一号の羽田線につきましては、来年の概算要求で、二十六年から事業着手をするということと要求をさせていただいているということでございます。

それと、加えて申し上げますと、おかげさまで、東京オリンピック・パラリンピック、招致成功いたしました。これとの関係でございまして、御案内のように、我が社は九月の九日に推進本部立ち上げました。今後、オリンピックの組織委員会も立ち上がるとありますので、これと調整をしながら進めていきたい、こう思います。調整というのは、整備工程とか、そういうものについて調整してやっていくというふうに考えているところでございます。

それから次に、地震防災について申し上げますけれども、首都高は御案内のように、全線これは支援物資の輸送を担う緊急輸送道路、それと、自衛隊、警察、消防、この緊急車両、利用する緊急交通路、この二つの路線に指定をされております。

それで、首都高につきましては、建設当初、これは大正十二年のいわゆる関東大震災相当の地震に耐え得るような状況になっております。ただ、その後、御案内のように、平成七年、兵庫県南部

で大きな地震がございました。これを契機に補強をいろいろいたしました。

例えば、首都高は八割高架と言いましたけれども、この高架を支える橋、橋脚、この耐震補強を平成七年から十年掛けてやりました。それから、落橋防止、落ちないようにいろいろ橋桁をケープルでつなぐとか、そういうこともやっております。

それと、横浜ベイブリッジとか鶴見つばさ橋、レインボーブリッジ、かつしかハープ橋、荒川湾岸橋等々のいわゆる長大橋、長い橋、これについての落橋防止システム等の耐震の補強もやってございます。それと、もちろんトンネルの耐震補強もやっております。

そういうことをやっているわけでございまして、そういうこともございまして、じゃ東日本大震災のときどうだったかということでございましてけれども、まず、御案内のように三月十一日十四時四十六分発生をいたしまして、すぐ、立ち所に首都高は全線を通り止めたいたしました。通行止めをいたしまして、緊急のパトロール、そして緊急の点検を実施をいたしまして、点検をした結果、異常のなかったところ、これについては三月、翌日十二日の午前一時、通行止めを解除をいたしました。ただ、かなり時間が掛かりましたので、これはもっと早く解除できるべく今検討しているということでございます。

それと、点検した結果、二十九か所の損傷が発見されました。湾岸線の液化化も含めまして路面の損傷が十一か所、それからジョイント部の損傷十か所等々、二十九か所の損傷が見付かったわけでありまして、これ以降、三月二十七日までに全部応急復旧工事が完了いたしましたので、逐次、工事が完了したところから開放したということとございまして、そういう意味では、先ほど来申し上げましたように、首都高はこれまでの耐震補強で比較的軽微な損傷で済んだと思っておりますし、また、地震発生後十六日間で開通いたしました、そういう意味では、冒頭申し上げましたよ

うに、緊急交通路あるいは緊急輸送道路として震災の復旧に寄与できたのではないかなというふうに考えているところでございます。

それと、ソフト面でございますけれども、B C P、事業継続計画ですね、これも大地震の発生を想定いたしまして策定しているわけでございまして、まず二〇〇九年、平成でいうと二十一年になりますけれども、第一版ですね、策定をいたしました、その後、東日本大震災を踏まえて、平成二十三年、西暦で申しますと二〇一一年、第二版を策定をいたしました。それと、国交省でございまして、また地方公共団体、あるいはNEXCO等々、関係機関と連携も深めているということとでございます。

それと、もちろんやっぱり事業継続計画にしても、ただ策定するだけじゃ駄目なんです。やはり訓練してみないと駄目なものですから、防災訓練も毎年やっているということとでございます。それと、首都直下地震に向けた対応でちよつと一言申し上げますと、東日本大震災を受けまして、現在、中央防災会議で首都直下地震の被害想定等々の見直しが進められているというふうについておりますけれども、これを受けましてBCPについての第三版の策定もしなきゃいけない、あるいはまた、新たな知見が示されれば、耐震基準が示された場合には、更に必要な対策を講じた、このように思うわけでございます。

終わりになりますけれども、今後も、利用される方々の安心、安全の確保に向けてまして、備えあれば憂いなしとよく言われておりますけれども、点検と補修、そして大規模更新、地震防災につきまして杜を挙げて取り組んでいきたい、このように思うわけでございます。そして、緊急交通路、緊急輸送道路としての使命を着実に果たすなど、首都高に寄せられた期待にしっかりとこたえていきたい、このように思います。御清聴ありがとうございました。○委員長(竹谷とし子君) ありがとうございます。

次に、田中参考人をお願いいたします。田中参考人。

○参考人(田中淳君) 東京大学の田中でございます。今日はこのような機会を与えていただきまして、このことを御礼申し上げます。

総合防災情報研究センターという何か舌のかみそうな長い名前でございますが、地震と火山を理学的にメカニズムを解明する地震研究所と、それから都市基盤を研究している、工学的に扱っている生産技術研究所と、人を扱っているということと幅が広いんですけれども、情報学環、三つの部局が共同してつくりましたセンターで、略称サイダーと称しております。三つの部局のサイダーなので、三つのサイダー、三ツ矢サイダーと称しておりますので、御記憶いただければと思います。商品名が出ましたので、ちよつと議事録からは削除していただければと思います。

そんなことを申し上げておいたのは、実は私は人を扱う立場ということでございまして、で、やちよつと皆様、先生方からの御期待から見ると変化球になるかもしれないけれども、日ごろ考えていることをポイントをお話させていただきます。

まず、南海トラフの巨大地震とそれから首都直下地震、これは地震像がどうなるかというのは、ある意味かなり多様性を持っていて分からないところがございますけれども、いずれにせよ、空間的に極めて広いということ、それから被害量が大きいということが大前提になってまいります。そのときに、被害を減らすということが一番大事になつてくるわけですが、じゃ、どこまで被害を減らすのかという、災害対策には必ず低減してしまふところがございますので、どういう対策を取るのかというところの一種の基準みたいなものが必要になつてくると思います。

そういう面では、一つ災害対策をお考えいただく上で、今まではやはり地震動に始まり、被害からスタートをしていったのですが、迅速な復興、円滑な復興を遂げるために何が必要なのか。そ

のために被害はやっぱりここまで抑えなきゃいけない。あるいは、少なくとも人的被害、人命はとても大事なものでありますけれども、復興に立ち上がっていくためには、やはり人的被害を減らさない周囲の方々は動けないというところがございます。そういう面では、最終的な生活をどうしていくのかということで、そのためにはやはり事前対策がとても大事だというふうに思っております。

そこで、お手元の資料に書かせていただきましたが、大前提としては、事前の被害抑止であり、要するに住宅の耐震化がとにかく最優先であるということを一指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、広域性と今被害量ということで、二つの軸で説明させていただいたのですが、広域性というのがある意味で分かっているのですが、分かっていないようなところがございます。やはり、南海トラフの広域性というのは、分かりやすい例でいうとヘリコプターの航続距離、片道で行ける距離を超えてしまふということですね。つまり、ロジスティックスが極めて難しくなる範囲になつてしまふ。したがって、広域性という、ただ、ずたつと広いという意味だけではなくて、災害対策を考えたときのロジスティックスの可能性という一つの物理的な限界を前提に議論をして、そこで実効性を高めておく必要があるということを感じております。

そのためには、恐らく港湾と、今首都高速の方からお話がありましたが、高速道路を中心とする基幹道路網でどれだけ早く流通を確保できるのかということが大事になつてくると思っております。そのための計画も必要なのですが、実は、やっぱりちよつとやや不明確になつてくるのが、道路啓開、港湾の啓開のときに、港湾の啓開の場合には船舶等、民有資産であっても除去してよいことになっているんですが、道路上はやや曖昧なんです。なので、道路に放置された車両をも

うブルで啓開してよいかと言われると、やや個人財産というところがあつて、その辺の整理が実は必要なんじゃないかという気がしています。

それで、そういう面では空間的な広がりが大きいのと、焼津市長さんがいてなかなか申し上げにくいところもあるのですが、やはりこれだけ広域になってくると、市町村主義で今成立している災害対策基本法というのには限界があるというふうに思っています。やはり、それぞれの市町村によつて被害の形態も違いますし、余力も違つてまいりますので、ある程度広域ブロック化をして、事前対策から復旧復興まで、かなり強力な体制を組まないと私は難しいんじゃないかと思つております。この辺は、後で焼津市長の方にコメントをいただければと思います。特に、直後はそういう世界に入ら思っています。

その中で、一つ皆様にも思い出していただきたいのは、東日本大震災で遠野市が後方支援計画というのを立ち上げました。これは、事前から計画を立てていたことで、かなり有効だったという部分もありましたし、それから、やはりその後の中で、どこまでどう続けるのかということにも難しいところもあつて、かなり市長は悩まれたところもございました。

やはりこういう後方支援、一つの市町村がお互いに支え合うという、市町村を超えた枠組みですね。一つは、やはり非常に、通常の市町村行政を超えるような話は出てくると思ひますし、また南海トラフの場合ですと、場所によつて被害の受け方、様相が変わつてまいりますので、それぞれに合わせた対策が必要になってくるということ、ブロックがどの程度がいいのかということ、また先生方にもお考えいただければというふうにも思つております。

それから、首都直下に関しては、確かに南海トラフに比べると広域性は低いというふうにも言えますが、これは様々な社会システムのハブになっていますので、ある意味では被災が全国、あるいは下手すると国際的に波及をしようという意

味での極めて大きな広域性を持つているということとでございます。

ちよつと、大分前になりますので御記憶いただいていない場合もあるかもしれませんが、世田谷電話局の前で火災が起きた。まあ洞道内で火災が起きたんですが、一か所の火災でこれは全国のATMが使えなくなる、あるいは物流システムが使えなくなるということが起きているんですね。これはもう明らかに、それよりも大規模なことが起こり得るという広域性だということでございます。

そういう面では、実はその外力、地震、津波の想定外というのを今防ぐために、南海トラフの巨大地震もやりましたし、首都直下もやっているわけですが、実は社会システムがどうなるのかということをやはり詰めておく必要があるということだと思つています。

被害量については、もう明らかに応援量、供給量を超えた形に入つてまいります。今回の三・一一の場合に燃料が非常に大きなネックになりましたけれども、実は供給量は全然問題はなかったんですね。稼働率をちよつと上げればカバーできる範囲でした。むしろ問題だったのは、流通するためのタンクローリー、もつと言えは運転手の、かなり特殊な技能を要求されますので、その人間の問題であつたわけです。

ところが、恐らく南海になりますと非常に大きなインパクトを持つてまいります。一つの例を申し上げますと、今LNGというのが日本は非常に多い、いろんなところで使つておりますけれども、その七割が三大港に入ってきます。南海トラフということは、つまり名古屋と大阪が止まるということの意味しますから、全体の七〇％の三分の二が止まつてくるということになります。これは全国波及ということになります。その中で、やはり長期化するということは必然的になりますので、本当に今までの応急仮設、災害復興公営住宅という一本道でよいのかということはどこかで御検討いただければというふうに思っています。

それから、非常に被災率が高いということ、全国の三割が被災地になるということは、やはりかなり大きなインパクトを持つてまいります。

ひとつこので例を三つ挙げさせていただきますと、今、日本の金融資産残高一千兆円と言われていますが、かなり国債が迫つてきています。関東大震災のときには、実は国は外債を発行して残したんです。そのときの利率が七％です。今のギリシャと同じなんです。これは何を意味するかというと、復興需要、復興投資をしてもしても、全部それは海外に出てしまふということをや意味します。類似の例は兵庫県南部地震で、兵庫県の復興投資のうち九割が県外に出ています。このことは何としても防がないと厳しく、実際には関東大震災の外債は戦後まで残つて、戦後のあのパブルで飛んでいったところがございます。それぐらい実は大きな話なんだという気がしているということでございます。

残された時間があと四分ぐらいでしょうか。少し最後の八、九、十、十一、十二辺りでお話をさせていただきますというふうに思っています。

今申し上げましたように、やはり三・一一というのは大変激甚な災害でございました。また、原子力発電事故という厳しい状況で、今福島の方々を中心として非常に苦労されていらつしやる。これが何とかできなかつたのかという思いはもちろんありますし、今何かできないのかという思いもたくさんあるわけですが、三・一一の被災者の方々が、多分国が助けてくれる最後の災害だねという言い方をされていました。それぐらいにやはり財政的な課題ということはきちんと議論をしていただきたいというふうに思っています。

それから、今の被災地を見ていると、非常に多くの方々が、国も、そして行政もいろんなところで獅子奮迅の戦いをしていらつしやるんですね。ところが、一つ一つの営為はいいわけですが、ややそこで問題になつていゑなと思つてい

のは、復興の対策がやはり事業単位で認定されているということ。これはやはり、現場ではいろいろと組み合わせなければ、現場のニーズに合った形で再構成をしていくというのが市町村の仕事になるんですね。ところが、やはりその事業単位の認定というのが市町村の創意をややそぐ側面、もちろん力を与えている部分の方が大きいと思いますが、そぐ部分があるということだと思ひます。

そういう面では、これはこの委員会の先生方にお願ひをすることをお考えたときには、事業単位の認定、これは国としても一生懸命やっていますし、制度も一生懸命考えているんですけど、現場からの距離感も含めて考えれば、やはりさつき申し上げたようなブロック化というところを中核に一括交付金のような形に是非していただけるような道を探つていただければというふうに思っています。

それから、十番、十一番、一括でお話しさせていただきますが、行政の対応力を超えます。これは自衛隊一つ取つても超えます。つまり、そのことは民間の力をお借りしなければいけないということ。ただ、今の日本の防災対策は、民間の力を、協力を求めるということにはなつていないんですが、民間の力を伸ばすための環境基盤というのができているというふうには余り認識しておりません。つまり、首都高さん、こういうことをお願いねという話はあるんですけども、首都高が対策を取る上で、お金だけではなく、こういう情報とかこういうような想定があるんだとかという、そういう事前の情報基盤を是非整備するということも含めてお考えいただきたいということ、もう一つは、阪神と違つて東日本大震災で非常に大きな問題になつたのは、地域産業の再生です。特に、三陸地域は地域の産業が非常に特化をしていて、そこでやはり営んでいる方がたくさんいらつしやるんですね。地域の産業の再生なくして地域生活の再生はないんですね。

ところが、産業政策から見ると、災害復興は今、利子補給というのが非常に通常です。やはり、そこでは限界がある可能性がありますので、中小企業庁さんがグループ化補助金等いろいろな手を打っていらっしゃるけれども、東日本大震災のきちんとした評価も踏まえながら、産業政策、南海、首都直下は明らかに産業政策です。そこを是非御検討いただければというふうに思っています。

そして、最後ですが、恐らく南海トラフと首都直下、特に首都直下の場合には被災地の概念、定義が変わると思いますので、いわゆる激甚災害対策的な被災地のとらえ方だともうまいかなくなるのではないかとこのことを思っているということです。

以上でございます。

どうも御清聴ありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) ありがとうございます。

次に、中野参考人をお願いいたします。中野参考人。

○参考人(中野弘道君) よろしくお願いを申し上げます。

静岡県焼津市長の中野弘道でございます。この度は、参議院災害対策特別委員会での参考人としての意見を述べさせていただく機会をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、昨年度内閣府に設置されました南海トラフの巨大地震対策検討ワーキンググループの委員にも御指名を賜り、住民と直接接しております市長としての意見を述べさせていただくとともに、南海トラフを取り巻く最新の知見を勉強させていただきましたことを改めて御礼申し上げます。

それでは、本市の取組や課題について申し上げます。

最初に、焼津市の概要でございますが、お手元に配付させていただきました資料の二ページでございますが、本市は、静岡県のほぼ中央、また東

京と名古屋の間に位置しておりますので、東西に約十二キロメートル、南北に約十七キロメートル、そして人口が約十四万四千人、面積が約七十一平方キロメートルと、非常にコンパクトな市でございます。駿河湾に面し、十五・五キロメートルの海岸線を有しております市でございます。地形は、地域の大部分が平たん地でございます。可住面積のうち、海抜十メートル未満の土地に総人口の約八六％が居住しているところでございます。

また一方、海抜十メートル以上の土地の約九一％は市街化調整区域であります。本市の人口は、平成二十三年の三月の東日本大震災以後、約二千五百人減少をしております。今後は、この減少をいかに食い止めるかが市政を預かる者の使命であると考えております。

フハンマの設置や、市内電柱への海拔表示板の設置を円滑な避難に向けた支援策として実施をしてきたところでございます。

一方、ソフト対策といたしまして、五分以内での避難を意識した市内全域を対象とした津波避難訓練を実施しまして、いざというときに迅速な行動が取れるよう訓練を積み重ねているところでもございます。さらに、情報伝達の多重化を図るため、同報無線の聞きづらい地区には有償で防災ラジオの配布、また、気象警報や地震・津波情報を市民に配信するための防災メール配信サービスの導入や、住民が自ら作成します津波避難地図の策定への支援などの対策も講じているところでございます。また、昨年、全市民の居住状況を毎年調査するとともに、市民一人一人が避難できる場所について周知することとしているところでございます。

資料三ページに記載をさせていただきましたとおり、本市は全国屈指の水産都市でございます。県営の港でございます焼津漁港と市営であります大井川港を有しておりますところでございます。特に、焼津漁港は平成二十四年度の水揚げ金額が全国第一位、そして水揚げ量は全国第二位と、全国にあります十三の特定第三種漁港の中でも特に規模の大きな漁港でございます。

災害発生時の一時避難者の受入先として、公共施設の七十六施設と併せ、鉄筋コンクリート三階建て以上の民間ビル二百十四施設の所有者に承諾を得まして津波避難施設を確保しているところでございます。また、市内の一部には山のある地区もございますので、山が立地する地域の集落の住民の避難路の整備を実施してきたところでございます。さらには、国の交付をいただき、二十一基の津波避難タワーの整備、そして民間ビルの外付けの階段等の避難施設を設置するための補助制度を創立させていただき、幼稚園を始めとする五施設において屋上避難場所の整備を進めてまいりました。

現在、焼津市では、市民の安全で確実な避難の確保のみならず、地震、津波に強い地域づくりを進めるために津波防災地域づくり法に基づきます推進計画を作成すべく、国、県の皆さんの御協力を賜るところで策定作業を進めているところでございます。

焼津市は、水産業をなわわいとした暮らしとともに、海岸部より徐々に拡大して発展してきた町でございます。漁業、水産業を主要産業とするこの町を地震、津波から守るためには、港や船及び冷蔵庫、荷さばき場など、水産施設が保全しなければなりません。一たびこれらの水産施設が壊滅的な被害を受けると、その被害額は甚大で、更に水産資源の供給が絶たれ、水産食料品製造業においても甚大な影響が発生するものと予想されるところでございます。私は、この焼津漁港を守らずして、どこの港を国は守るのかという思いで今いるところでございます。

またさらに、避難場所に円滑に避難できるように、市内十五か所のコミュニティ防災センターへの手すりの設置、また、停電時でも点灯可能な非常照明灯の小中学校及び公共施設への設置、さらには、中日本高速道路株式会社との協定締結によります東名高速道路のり面への一時避難場所の確保も実施してきたところでございます。また、避難場所となりますコミュニティ防災センターなど二十四の公共施設には、夜間不在となるためにドアガラスを割って避難していただくためのライ

目的としまして、一に市民の命を守ること、次に財産を守ること、そして産業の継続性を維持するために生産活動を守ることが必要不可欠と考えているところでございます。

資料四ページでございますが、平成二十五年の六月の二十七日に静岡県の第四次地震被害想定的一次報告が公表されました。本市においては、最大震度が七、最大津波高が十メートル、平均津波

高が六メートルで、地震発生から約二分で五十センチの津波が到達し、最大浸水面積が十三・七平方キロメートルに及び、これは可住地面積の約二五％に相当するところでございます。被害想定においては、冬の深夜に予知なしで地震が発生した場合の死者数は約一万一千人に上り、これは総人口の約一〇％弱に相当するなど、そのほとんどが津波に起因するものと見込まれており、家屋の倒壊や火災を含め、当市に甚大な被害を及ぼすものと想定をされているところでございます。

東日本大震災の発生以後、幾つかのハード、ソフトの地震・津波対策を講じてまいりましたので、事例を御紹介させていただきます。

資料の五ページから九ページに記載をさせていただきましたが、最初にハードの対策といたしまして、津波に対する避難場所の確保であります。

初めに、津波避難空白地域の解消でございますが、津波避難場所の確保としましては、先ほども申し上げましたが、いまだに津波避難空白地域は解消はされておりません。現在も、これまでの取組に加え、防災広場の整備を進めるとともに、津波避難シェルターや救助艇などの設置に対する補助等についても検討を進めているところでございます。

次に、堤防の補強及び堤防と一体となった道路整備でございますが、既設の堤防の補強や、大井川港へ胸壁の設置、及び海岸沿いに計画されております都市計画道路を堤防と一体となった盛土構造で築造し、津波を防御できれば、背後地に位置する市街地を守ることができると考えております。この実現に向け、御協力をお願いをするものでございます。

次に、焼津港への津波防止水門の設置でございます。

私は、この日本一の漁港、焼津港、この港を守らずして日本はこの港を守ることという思いでございます。港口に水門を設置することで津波から漁港全体並びに背後地の住家を守ることができるとともに、水産加工を含む水産業を中心とした経済活動の継続性が保たれます。この設置については、国の絶大なる支援をいただきますようお願い申し上げます。

次に、木造住宅の耐震化の促進についてでございます。

耐震性に劣る木造住宅は、倒壊によります圧死の危険性とともに、避難路の閉塞によります迅速な避難の阻害要因となることから、焼津市ではプロジェクトTOUKAⅠ―〇総合支援事業を県とともに進めておりまして、平成二十七年年度までに九〇％の耐震化率を目標にしているところでございます。現在の耐震化率は市内全域約八三％になっておるところでございます。耐震性に劣る木造住宅は焼津市内約八千棟あることから、啓発活動による耐震化の向上に努めているところでありますが、費用の面で耐震化は難しいという声が多

く聞かれていることから、補助額の上乗せなどをお願いするものでございます。

次に、津波被害を踏まえした土地利用の規制緩和についてでございます。

海抜十メートル以上の可住地面積のほとんどは農用地の区域で、現状では農振法による規制が厳しく、建物の移転が困難な状況にございます。このため、津波浸水区域以外の標高が比較的高い地域に住宅や事業用地を確保できるよう、農振法に基づきます農用地区域の除外の緩和が図れるよう、土地利用規制の緩和を願うものでございます。

最後に、災害に強いラウンドアバウト事業の推進でございます。

災害時には停電等によりまして信号機の使用が困難となることから、信号機に頼らず安全で円滑な通行の確保を図るために社会実験の準備を開始したところでもございます。今後は地域の実情に応じたハード、ソフトの多重防衛によります様々な施策を実現し、早期に安全宣言ができるよう市長として進めていきたいと考えておりますので、南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法を早期に可決していただくよう、委員各位の御理解と御協力をお願いを申し上げますと思います。

先ほど田中先生からもありましたが、一つの自治体では、同じ海岸線を有している静岡県、伊豆半島、また駿河湾の御前崎以東、そして御前崎以西の遠州灘と対応が変わってきておりますが、一市だけの計画だけでは全体の安心、安全が取れないというふうにも考えておりますので、是非、広範囲な連携ができるように国の指導をこの場お願いをするものでございます。

以上、皆様の御理解といろいろな形の御指導を重ねてお願い申し上げます。私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。
○委員長(竹谷とし子君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

なお、質疑は着席のまま行っていたら結構でございます。

○高野光二郎君 お願いします。座ったままで失礼いたします。

高知県選出で今年の七月に参議院議員にならさせていただきました高野光二郎と申します。実は私、三年前にも参議院議員選挙に出まして、落選をして三年間浪人をしていました。そのときにあの東日本大震災が起きて、高知県にとっては対岸の火事ではなかったんです。あの映像を見たときに、次は私たちがこういうふうになっていくんだ、非常に県民が思い悩み、苦しみ、そういう状況の中で様々な支援を東日本にしてみたいという気持ちで、高知県だけではないと思うんですが、特にそういう気持の面では強い県民性がございまして。

私も、三月の十一日に発生をして、その二週間後の三月二十六日から単独で被災地であります宮城県、そして岩手県を中心に約三か月滞在中をして、行政関係者や政治関係者、そして一番は住民の皆さんと一緒に生活をしながら、実際被災地はどういった状況なのかということをやっと体感をしてまいりました。そういった体験も踏まえて是非御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、六月の六日に自民党と公明党が共同提案で出させていただきました南海トラフ巨大地震特措法、そして与野党を問わずこの成立に向けて諸先輩方が進めてきていただきましたこと、高知県人として本当に深く厚く感謝を申し上げます。一日も早い成立を是非よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問をさせていただきたいと思っております。

これは、まず高知県の状況をちょっと述べさせていただきます。今回の南海トラ

フ巨大地震のいわゆる中央防災会議、内閣府の被害想定では三十二万三千人の国民が亡くなるのが想定をされている、そういった状況でございます。その中で高知県民は何と四万九千人でございます。人口は七十六万人しかいません。四万九千人が亡くなると想定をされております。これはいろんな原因があるんですが、例えば、高知県、四国が扇形であって、震源地が近いということもあって、津波をもろにかぶるといったところもあります。そして、海岸線の延長が七百十三キロもあります。そしてさらには、森林面積、県土に占める森林面積は八四％、つまりほとんど平地がない、そういった状況もでございます。

そして、幾ら努力をしても、これから高知県の尾崎知事中心に市町村長さん、皆さんがしっかりと連携をして、特措法が成立をした後に事前の防災・減災対策を住民の皆さんと徹底をしていきますが、それでも四万九千人から一千八百人までの死者数を少なくしていく、そして限りなくゼロにしていこうという動きをやっております。

ちなみに、津波の浸水面積、これはヘクタールで申し上げますが、千九百十ヘクタールでございます。これは、二番目の三重県が五百八十ヘクタール、静岡県が五百五十ヘクタール、もう本当に想像を絶する津波でございます。

そして、よく三十四メートルの津波が高知県の黒潮町に来るんだ、そればかりピックアップされておりますが、黒潮町だけではなくて、実は三十三メートル以上が二市あります。土佐清水市、中浜万次郎、ジョン万次郎の出身地でございます。そして、二十メートル以上は七市町村もあります。

そして、十メートル以上は八町村もあります。こういった想定する被害に対して、高知県民は災害に負けません、津波に屈さない、そういった思いで取り組んでいきたいというふうにお話を申し上げます。

今回の南海トラフ特措法の中身、非常に有り難いものばかりでございます。今日はもうあえてその詳細は、皆さんが一番御存じだと思っております。

そういう面では、三・一一の大きな、やはり我々が認識しておかなきゃいけないのは、科学世界でもやはり想定を超えてしまった外力だったという点、それからもう一つは、そのマグニチュード九という巨大なエネルギーに比べると、建物への被害というのは、相対的ですけども、少なかつたというところがあるんだと思います。そういう面では、南海地震の巨大地震というのは、ある意味、阪神・淡路大震災が来た後に東日本大震災の津波が来るという、非常にシリアスな

そういうときには実は一番感じたのが、ああいった最悪の場合、誰が一番やりしつかりしていかなければならないのか。国が混乱をしている状況下ならば、誰が一番しつかりしていかなければならないのか。私は正直首長だというふうに思っています。これは、避難勧告であったり避難指示で

私が思うには、情報の量がどれだけ各市町村に下りるかということが非常に大きなポイントだというふうに考えているところでございます。そして、専門家が結局各地方自治体には不足とか、いない場合があります。ここにいらつしやる先生方でも首長をやられた方が多いと聞いております。避難勧告、避難指示も含めまして、大島の例ではございませんが、どのような形でどこで出すかということが初動体制で一番肝心だと考えていますが、その情報、そしてその分析をする力というのを、是非国の力を改めてお借りする形、また県との連動が必要なので、その辺を強くお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げましたこの南海トラフ特措法
いろいろな経緯を立てて、基本計画を立てて、そし
て推進地域を指定して、そしてその後に南海トラ
フ地震津波避難対策特別強化地域、つまり、津波
が来たらもうすぐ逃げなさい、そういった危険度
が高いところは三分の二まで国が補助をして、選
難路であるとか避難ビルであるとか高台移転に対
して補助を強めにしていきます、非常に有り
難い法律でございます。これを内閣総理大臣が決
定をするということでありますが、先生は中央防

町村であるとか、住民の危機感が非常に強いところ、シンボジウム、セミナー、自主防災組織、防災カルテを取っている、そういうたもう本当に危機感を持って地域が一丸となって取り組んでいるような地域、そして、そういうた、なかなか物量的に計測できるものではないと思うんですが、そういう部分を基準の中に加味ができるものなのかどうなのか、加味をすべきなのかどうなのかといったようなことをお伺いをしたいです。

○参考人(田中淳君)　やはり一つ誘導策として、頑張っているところを支援するということはあり得るかもしれません。ただ、私たち日本の社会がこれから向かっていくというのはやはり少子高齢化の高齢化の部分でございます。その高齢化の中の本当に頑張れないところも出てくる可能性もある。そういう面では、その誘導策と、もう一つやはりその必要性というのでしょうか、避難の困難度みたいなものと両方併せた形をセットでお考えいただかないと、本当に取り残されてしまう地域が出てしまうのではないかという気もいたします。是非そういう広い目で御検討いただければと思います。

○高野光二郎君　大変参考になりました。ありがとうございます。皆さん、ありがとうございます。

以上です。

○那谷屋正義君 民主党の那谷屋正義でございます。今日は三人の参考人の方々、本当に貴重な御意見、ありがとうございました。

そこで、まず菅原参考人にお尋ねをしたいと思
いますけれども、先ほど、首都高速道路に対して

念入りの点検を行っていたというところでありますけれども、本当にこの首都高速がいざというときに果たすべく役割というのは大きいものがあります。そこで、この首都直下地震対策特別措置法案にどのようなことを更に期待されているのか、副都知事という御経験もあるということとを踏まえて、お話しただけると有り難いんですけれども、よろしくお願いします。

○参考人(菅原秀夫君)　やはり、都民の方々、国民の方々の生命、財産を守るという意味で非常にこれは大事なすばらしい法案だと思います。ただ、それについてコメントをするというよりも、やっぱり首都高としては、先ほどの繰り返しになりますけれども、利用される方々の安全、安心の確保という観点から、やはりよりの確な点検と補修、そしてこれではカバーし切れない大規模更新あるいは地震防災ですね、これにまずつかりと取り組んでいく、これが大事だというふうに思っております。答えになっていないかもしれませんが。

○那谷屋正義君　ありがとうございます。

大事な本当に人間でいえbaum大きな血管をしつかりと完全なものにやつぱりみんなできていかなければいけないというふうに思いますので、国としても頑張るようにしていきたいと思ひます。

次に、焼津市長中野参考人にお尋ねをしたいと思います。今日は焼津市の様々な避難あるいは災害時における様々な取組をお話をいただきました。その中で、この写真にもあったんですけれども、いわゆる災害時要援護者の避難という部分があるんですけれども、高齢者、障害者を始めとして、そういう方たちについてちょっとお話しただけでいなかったで、その辺についてもう少しお聞かせいただけたらと思います。

○参考人(中野弘道君) 高齢者や障害者などの在宅の災害時要援護者の避難のことだと思いますが、焼津市災害時要援護者避難支援計画を策定されているところだと思います。その中で、自主防

災害や民生委員等の地域の住民の共助体制をつくる中で支援することとなっているところがございます。そして、入院患者等につきましては施設管理者が対応等しているところで、行政のやれる範囲というのが非常に大きいとは思っていませんので、市民と共同となった体制、並びに要支援者がどこにいるかというのもカードを作らせていただいて、毎年どのような形になっているのか、また近所でどういう方が支援するかというのを民生委員が今把握をしているところでございます。それを市でバックアップするような体制になっているところでございます。

○那谷屋正義君　ありがとうございます。

そこで、今度は田中参考人にお尋ねをしたいと思うんですが、実は東日本大震災でも、今日は先生お触れになりませんでしたけれども、先生の論文を見させていただきましたけれども、いわゆる避難を自分がすれば命は助かったただけでも、だけれどやっぱり自分の使命として人々に避難をせよという、そういう勧告をしなければならぬ、そういう中であつて、いわゆる自分は逃げたらしいのか、それとも自分の使命を果たしたらしいのかという、そういうふうなことがどうしても今後起こってくる可能性があります。今の要援護者の避難のいわゆる付添いというか案内、ガイドにしても、やはりどうしてもそういった問題が起こってくるんだらうなというふうに思います。

もし自分の命をということで先に逃げたときに、自分の命は助かったものの、しかしやはり自分が皆さんに警告を出せなかったために多くの方が亡くなったということに対する様々な心の傷を負うというようなことがある、あるいはマスコミ等からも責められてしまうというようなことがどうしても起こるのではないかというふうにあるんですね。こうしたことに對してやっぱり社会的理解が形成される必要があるんではないかというふうに思うんですけれども、田中参考人、もしお考えありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(田中淳君) どうも御質問ありがとうございます。

やはり、災害時要援護者問題というのは、今後の日本だけではなく、実はハリケーン・アンドリューやらカトリナの後アメリカでも大変大きな問題になっている点であります。そういう面では今の御質問、大変重要なポイントだと思っております。

やはり、一つ私たち研究者が避難ということを考えていたわけですが、避難をするかしないかというの、実は現場で生活をしていらつしやる方々から見るとこれは間違つていた。家族の命を助けなきゃいけない、仕事をしなければいけない、避難をしなければいけないという四択、五択の一つでしかなかったということがやはり私の大変大きな自責の念になっております。

本大震災の後を受けて、田老町、元の田老町を参考に消防庁が消防団の撤退ルールというのを明記するように訴えました。ただ、それは二つが、補足がセツトになったものだったんですね。なぜかというと、消防団はマインドのある人たちですから、助けに行っちゃうんですよ。なので、実はあなたちが率先避難者になるということが避難を呼び込むんだという、その率先避難者というものとセツトにしないと絶対に消防団は動かないというところがございました。

それからもう一つは、今まさに先生御指摘のとおり、こうなったらもう助けに行けないよということ、このこととセットにならざるを得なくなってくる。実は昭和三陸の後で小学校と神社は高台に移転しているんですね。したがって、今回、実は結構それが避難地として機能しているところがございます。三・一一の教訓を正しく受け、南海に結び付けるためには、災害時要援護者を、小学校、中学校に加えて要援護者施設というものをセツトで考えないと、やはり撤退ルールだけではいかないのではないかという気がいたします。是非御協力をお願いしたいというふうに思っております。

ます。
○那谷屋正義君 今のお話は非常に本当に難しい問題だろうというふうに思います。

よく先生の御提言の中にも、あるいは防災担当大臣なんかもよく言われるんですが、こうした災害に対して自助、共助、公助、こうしたものがうまくミックスして初めて命とそれから財産が守られるとよく話があるわけでありすけれども、その自助ということでは、今回、東日本大震災では相当津波対策の避難訓練とかも行われていたようではありますけれども、まだまだこれは日本全国に波及しているわけではなく、特に今、広域トラフあるいは首都直下型、それぞれちよつと性質が違ふものになりますけれども、こうした中で防災教育の具体的な方法についても御示唆いただければ、田中参考人、お願いしたいと思うんですけれども。

○参考人 田中淳君 先ほど冒頭に高野先生の方から御説明ありましたけれども、実は内閣府で津波避難ワーキングというのをやらせていただきました。その中で、実は防災教育と言われてもう何十年もたつていて、実効が上がつていない。じゃ、防災教育の重要性を指摘するだけではこの報告書は駄目だということで、群馬大学の片田先生もその場にいらつしゃったんですが、かなり突っ込んだ議論をさせていただきました。

一番大きな問題は、教育というの、やはり何をどういうカリキュラムでどういう指導方針の下でやっていくのかということがないんですね。そういう面では個々の先生方の個々の御努力でやっているというのが現実だというふうに思っています。

そういう面では、釜石の奇跡と呼ばれたものは、ある意味非常にそこが連続的にできていた、七年間やり続けたというのはやっぱりすごいことだと思うんですが。

そういう意味でいいますと、実はその津波ワーキングの中で一つ提言させていただいたのは、教

職課程にそういう防災原論みたいなものを必修化しなさいと、そのことによってカリキュラムもできてくるし、素材もできてくるし、人材も育つというふうな提言をさせていただきました。それ以外にも幾つか出させていたんですが、それ以外も、やはりそういう具体的な形を取っていないと難しいのではないかと気がいたしてあります。一つそれでお答えさせていただきたいと思

います。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。
私、教育現場におりましたので、横浜でやってきたときに必ず毎月一回避難訓練を行っていました。それは、対地震対策、あるいは大雨のとき、台風のと、それから学校が火事になったとき、そういうふうな様々なパターンで、今横浜の場合、津波というのは海辺の学校じゃなかったたのでその訓練はしていませんでしたけれども、もう今はそのことがやはり当然必要になってくるだろうと。もう一つは、竜巻ですよ。これもいつ起こってくるか分からない、竜巻。こうしたことが必要になってくるんだろうというふうに思っています。

今日のこの二法案に関して、あちこちちよつと飛んじやって申し訳ないんですが、もう一度中野市長にお尋ねをしたいと思うんですが、これども、これから審査を行うこの南海トラフ地震対策の法案では、津波避難施設、そして津波避難路の整備について補助の仕組みが設けられるとともに、高台への集団移転に当たって特例措置、財政上の支援等の仕組みが設けられるというふうになっているわけでありすけれども、焼津市においても少し、この法案の成立によってどのような効果が期待されるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○参考人(中野弘道君) 非常に有り難い法案で、避難路の確保ということがなかなか進まないところもありす。それは、焼津市も山間部がありまして、その山を、急傾斜地の中でどう造っていくかということも課題になっておりますし、また施

設をどういうふうに進めていくかというの、結局財政的に焼津市は一般会計で約四百四十億円ほどの予算でございます。そして、その中で投資的経費が約七十億円を計上しているところでございます。計画的に施設を造っていくというところが今の財政の計画の中では何かをやめてやっていかざるを得ない。非常に、国とのつながりの中で財政的な計画をしっかりここで立てていかないうことが非常に課題になっておりますので、非常に今回のこの法律の成立ということが期待をされるところでございます。

ただ、一点、高台移転というのは、今先生おっしゃっていました、焼津市が今、大崩海岸というところが先般の台風二十七号、二十八号の方で少しずれたところがございまして、その集落がございまして、そこをそれでは赤く塗られて、例えば先ほど言った十メーターの津波が来るということの前提としても、彼らはそこからは動かないという形の方がまだまだ多いのが現状でございます。だから、現状をどう守るかということを前提にして対策は練っていききたいなと自分思っています。単純に高台移転をじゃやどぞということではなく、お墓があり、自分の土地である住民の気持ちというのを大切にしていきたいなというのを感じているところでございます。

私は、まず、お三方共通して御質問申し上げたいと思います。先ほど田中参考人からも少しお話がございましたが、災害対策基本法ということについてお聞きしたいと思います。

これは、さきの東日本大震災でも、災害対策基本法の百九条、いわゆる緊急措置というものはとられませんでした。この災害緊急事態、緊急の必要がある場合において国会が閉会中又は衆議院が解散中、かつ臨時会の召集、あるいは参議院の緊急集会等を求めてその措置をまつことができないときは、内閣は政令を制定することができるといことで、一号から三号までの様々な市場規制、私権制限というべきものを想定しております。しかし、東日本大震災では、これは措置として発令をされませんでした。国会をやっていましたということが理由です。

しかし、今議題になっておりますこの首都直下あるいは南海トラフということになりますと、これは大変な、東日本大震災はまさにそういう災害であります。首都直下や南海トラフは、もうそれに勝るとも劣らないというぐらゐの大変な影響がある災害に万が一の場合はなってしまうわけがあります。

○那谷屋正義君 さきに様々起こりましたこの災害をしっかりと教訓に、その教訓を生かして、今日参考人の皆様にお話しいただいたことも含めて、この南海、それから南海トラフ、それから首都直下型の大きな地震に対して万全な体制で臨めるようにこれから努力していくことをお誓い申し上げます。

○西田実仁君 ありがとうございます。公明党の西田実仁でございます。

今日は、お三方に大変お忙しい中、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

私の問題意識としては、この災害対策基本法の百九条は改正をして、そして、こうした国会がたとえやっていたとしても、政府が緊急の事態でありますから政令を制定をして、そして市場の規制あるいは私権制限というのを行い、しかし、この百九条はうまくできていて、四項の方には、その後いわゆる議院が拒否をできる議院拒否制度というべきものがございます。内閣が定めた政令について議院として拒否もできるという立て付けになっているわけでございますので、そうした改正をして、いざというときに、まさに法律を作っているという状態でありすからこそ、政府が、内閣が政令を制定して、必要な物資を供給制限するとかあるいは価格統制をするとか、そうしたことを行わなきゃならないではないかという私自身の問題意識を持っておりますが、お三方そ

れぞれ同じ、私の問題意識、あるいはこの災害対策基本法の百九条の改正ということについての御意見を伺いたいと思います。

○委員長(竹谷とし子君) それでは、菅原参考人からお願ひしたいと思います。

○参考人(菅原秀夫君) やはり大変難しいというか、大事なあれだと思ふんですね。

例えば、三・一一のとき、こういうことがあったんですよ。首都高としては、緊急輸送路、緊急通行路になっていきますので、災害が起きたときには脇の方に寄るということになっていくんですね。ところがなかなか、やっぱり阪神・淡路のあれがあったんでしょいか、慌ててみんな降りちゃって、揺れが収まったときにはもう滞留車両がないと、こういう状態だったんですね。例えばこういう事象一つ見ても、やっぱりそのときにきちんとした対応をどう取るかというのが大事だと思ふんですよ。

答えになっているかどうか分かりませんが、ちよつと今のままでとやったりしてんばらばらの動きになっちゃいますので、それはちよつと心配だなというふうに思っています。

○委員長(竹谷とし子君) それでは次に、田中参考人、お願いします。

○参考人(田中淳君) 緊急事態宣言の下で価格統制とモータリウムと物資徴発だったでしょうが、制定をされていると思います。現実的には、モータリウムは国際的なことを考えることができるのかという問題も出てくると思ふんですけども、付け加える必要があるのかどうかということで、災対法に明記するのとかはやや疑問もあるんですけども、先ほど申し上げた道路啓開に伴う放置車両等の私権をどうするのかと。これはやはり三・一一でも若干問題になったところがございます。

それから、地籍管理、その後に地籍で所有権を確認して、それからいろいろと計画を立てていかなきゃいけないんですが、地籍が進んでいないと。特に伝統的な、非常に昔からあります西日本

は複雑、京都が一番複雑だと言われていますけれども、そういったようなやはり幾つか予見される私権問題というのは出てきていると思ひます。

それについて災対法でやるかと言われると、これは先生方の方の御議論ではないかと思ひますが、もう少し個別法でやってもいいような気がします。つまり、そういう部分というのがやはりかなり詰めた議論、指摘されている部分もございまして、取り組んでいただければというふう

に思っております。

○委員長(竹谷とし子君) 続いて、中野参考人、お願いいたします。

○参考人(中野弘道君) 百九条が緊急措置のことを述べてあると思ひますが、各我々の市町村としては、情報が非常に分断されて判断がしにくいところなので、法律的なやつは先生方に、災害対策基本法を改正するのか、また個別法でやっていくのかというのは先生方にお任せすることにしてしましても、基本的にはその緊急事態の中での対応をしつかりできる体制をやつていただきたい。それは特に、情報の伝達を含めて、地方自治体まで細かくたくさん来る体制をつくつていただきたいということをお願いするところでございます。

○西田実仁君 ありがとうございます。

今日は、首都高の社長さん、また田中先生からも被災車両の排除についてお話がございましたので、道路のことでお聞きしたいと思ひます。

首都高は、今おっしゃつていたように緊急輸送道路として大変重要な役割を持っておりますが、この道路の啓開はどういうふうにしてやっていくのかということ。そして、三・一一のときもそうでしたけれども、今度は三・一一の東北ではなくて、首都直下地震ということ想定してお聞きしたいわけでありまして、その道路の啓開とともに緊急輸送道路、今既にそこを走っている車

は外に出るわけですね、ランプの外に。そうすると、一般道が物すごく込むというのが三・一一もありました。しかし今度、首都直下ということになると、そんな比ではないということになると

思ふんです。

どういうシミュレーションをされているのか。被災車両の排除、そして首都高から降りていった車が一般道に込み合ったときにどういうふうには整理していくのか。あるいは、その被災車両そのもの、一般道ですね、その被災車両をどこにプールしていくのか、管理していくのか。あるいは、道路啓開するのがレッカー車とか、そういう積載車とか必要になると思ひますけれども、そういう手当てを、例えばレッカーの事業者の方々と何らかの協定を結んで、その数は足りているのかどうか。

こういう具体的な計画をどうお持ちになっているのかを是非お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(菅原秀夫君) まず、先ほどちよつと申し上げたんですけれども、今どうなっているかというと、まずホームページ等で、大きな地震があったときには緊急交通路あるいは緊急輸送路になっているので、その通行を妨げないように右に寄るとか左に寄るとか、まず寄つていただく。そして、揺れが収まったときにパトロールカーとか、黄色いランドクルーザー、首都高によく走っていると思ひますけれども、それが安全を確認しながら降ろすと、こうなっています。

それで、もし大きな地震で車を置かれて、そのまま、何というか、降りられる方もいるんですね。そういうときには、今おっしゃつたように、首都高もレッカー車を持っています。それと、建設業者等と連携を取りまして、協定を結んで、レッカーも手当てできるようになっているんですよ。それが排除すると、こういうことになっています。

ただ、三・一一のときにはちよつとその辺が、先ほどの繰返しになりますけれども、阪神・淡路のあれがあったんでしょいか、やっぱり慌ててみんな降りちゃって、ちよつとそういう整理が十分じゃなかったんですね。ですから、その辺はもうちよつとこれから研究しなきゃいけないと思ひます。でないと、この間、三・一一もかなり降り

ちよつと渋滞が起きたというあれもありますので、その点は今内閣府の中央防災会議でいろいろ検討しているようですから、その辺も踏まえて、ちよつと首都高としてもいろいろ策を考えなきゃいけない、こう思っています。

○西田実仁君 今の点ですけれども、今国土強靱化推進室で四十五のリスクというものを具体的に挙げて一つに、今の道路啓開の問題があるわけですね。そこに専門的な人材が十分に育っていないという、そういうリスクが認識をされております。

今のお話ですと、被災車両の排除等についてはかなり綿密なシミュレーションがされているんじゃないかと。協定が十分足りているのかどうかということに、ちよつとよく聞かえなかつたので、もう一度御説明いただきたいことと、それから私が質問した中では、その被災した車両をどう管理をしていく、どこに管理をしていくのかと、そういう敷地なりがどこかに確保しているのか、あるいはそういう契約になっているのか、そういうところまでちよつとお聞かせいただきたいのですが。

○参考人(菅原秀夫君) その点は、まず降りた車のプールのところというんですか、それは必ずしもまだ十分じゃないんですよ、はつきり申し上げて。やっぱり首都高は高架下にならずスペースもあります。そういうところも含めて、どういふうに、その降ろした、その排除した、排除という表現は良くないかもしれないけれども、降ろした車をプールするのか、そういうことも考えていかなきゃいけないと思ひます。

○西田実仁君 そこは、ですから計画を持って、もちろん御社だけでできることではないと思ひますので、様々な行政機関とも連携して想定をしておかないと、あの三・一一のときも相当大変な混雑で混乱しました。自転車とその分活躍したというのはあると思ひますけれども。

もう一つ田中先生にお聞きをしたいと思ひます。先ほどお話がございました、その被災した車両

の私権制限の話でございます。これはやはり三、一一のときも随分そういう話をお聞きしました。こは、先ほどの災対法というよりも個別法なりあるいは民法なりなのかもしませんが、何か形を持つてその私権制限をしていくようなことを、何らかの法的措置をとるべきだということをお考えなんでしょうか。もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(田中淳君) 少なくとも、その点についてはきちんとした議論をしておく、それが法律がよいのか、個別法がよいのか、統括法がよいのか、それとも政令のレベルでよいのか、分からないところもございます。その辺の御判断はもう御専門の先生方にお任せしたいと思いますが、やはりその議論をしておかないといけないというふうに思っています。

今、やはり先生が御指摘のとおり、被害想定とセットで計画が練られているわけですから、本当に具体的なオペレーションまで踏み込んでいくのかというところを次に問われると思いますので、その中で確実に浮かび上がってくる問題だと思えますので、やっぱり何らかの検討、決めが必要になってくるというふうに思っております。

あともう一つは、ちょっと関連して申し上げますと、やはり重力に逆らう対策は、住民、国民周知が大変難しい。だから、例えば津波避難で車を使わないというのは、全体合理的には正しいんですけども、やっぱり住民感情としては合わないんです。遠くまで行けますし、寒くないですし、要援護者も運べると。そういう面では、本当に首都高とか幹線道路で左側に止めて鍵を差し放しにして逃げてくたさいというのがよいのか、これは絵空事になる可能性があるのではないかと、このあたりは、本当にそのオペレーションをやるべきだという先生の御指摘は極めて大事なポイントだというふうに思っております。

○西田実仁君 終わります。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。

今日は三人の参考人の方から大変貴重なそれぞれ

れ御意見をちょうだいしまして、感謝を申し上げます。と思います。

まず最初に、菅原参考人にお聞きをしたいと思いますが、先ほどもお話がありましたように、また質問にもございましたが、首都高で一旦何かあれば、いろんな多方面にわたって影響を及ぼすわけでありまして、緊急輸送路としてもいざというときに使えないといったことになっては大変困るわけで、そういう意味でもこの大規模修繕、大規模更新等々というのは非常に重要なことなんだろうと認識をします。

距離でいっても三百キロとさつきおっしゃったかと思えますし、この更新をしても、その後もずっと維持管理をしていくというのは大変なことだろうと思っておりますが、そこで、そういったものを日々点検、補修していく上で、やはりいろんな最先端の技術を用いてやっていくということが大事だと思えますが、とりわけ、今、日常点検等をやっておられて、こういう技術があればいいなと思うものがあれば教えていただきたいと思えますし、あわせて、そういうことをやっていく上での専門人材の育成というのが欠かせないと思えますが、もしそういう専門人材の育成とか確保の計画等があれば教えていただきたいと思えます。

○参考人(菅原秀夫君) まず、私も現場は大事にする方ですから行ってみました、点検の現場もです。基本的には、よく打音といいますが、それと、ハンマーでこうやったりするんです。すると、明らかにコンクリの中にすき間というんです。例えばコンコン音がキンキンになるんです。例えやうな形でやっているんですが、今先生がおっしゃったように、中にはなかなか点検しづらいところがあるんですよ。そこをどうやってやるかという、胃カメラみたいなものがあるんですよ、こういうファイバースコープ。そういうものを突っ込んで、こういういろいろ見るといことをやっていまして、かなりいろんな状況に合ったよ

うな点検、首都高はやっていると思います。それ、首都高は大体半分が本当優れた、社長が言うのもあれですけど、すごい技術者が多くて、かなり優れた技術もあるんですよ。

それで、大事なものは、その優れた技術を継承すると同時に更に発展させなきゃいけませんので、そういう観点から、今技術の継承発展、それに力を入れていくところですね。ですから、ほかにこういうものがあればという他力本願的なあれじゃなくて、社内でも十分に僕ら力あると思うんで、これは非、もつと活用したいと、活用し、育成したいと、こう思っています。

○柴田巧君 ありがとうございます。じゃ、今のところは今の能力と、あるいは技術力で十分だという認識で、特に新たなものを予定をしていくわけじゃないことですよ、確認です。

○参考人(菅原秀夫君) 優れたあれがもつとあればたいがいいいんですけども、やっぱり他力本願になっちゃういけないと思います。まず首都高としては、自分のところでできることはやるというその姿勢ですね、これでいきたいと、そういうことでございます。

○柴田巧君 ありがとうございます。次に、田中参考人にお伺いしたいと思いますけれども、南海トラフあるいは首都直下型地震が起きると、いわゆる太平洋ベルト地帯が大変な大きな影響を受けるわけです。いろんな経済的なことが麻痺をするということが想定されるわけで、そういう意味でも、先ほどお話あったように、その地域のみならず全国的に波及するところもあるだろうと思えますけれども、日本全体のバックアップ機能を高めていくということから、いわゆるその太平洋側がもし駄目になる、麻痺をするということになれば、いわゆる代替ルートを日ごろから確保していく、あるいは準備をする。また、そのための訓練というものなどが物流を確保していくために必要なんだろうと思えますが、そういう意味では、日本海側と代替ルートを

確保、準備するということが、必要な考え方ではないかと思いますが、この点について、どのようなお考えでしょうか。

○委員長(竹谷とし子君) 委員長の指名を受けてから。

○参考人(田中淳君) 申し訳ありません。

今御指摘のとおり、やはり災害対策というのは冗長性をどれだけ高められるかということですので、多ルート化ということは極めて重要だと思っています。

そのときに、どのレベルで対策を取るか、打つかということ考えたときに、どうしてもやはり市場性というんでしょうか、日常使用との駆け引きが出てまいります。そういう面では、比較的多ルート化は可能だと思っております。流通在庫的な部分というのが、どこまでそこで市場に乗ってくるのかということを議論も併せてしておかないと、訓練はするけれども日常使用はされないというようなことになってくるという危険性はあると思っています。

そういう意味では、多分先生と問題認識は非常に近くて、この二つについてはかなり産業政策あるいは事前対策にも民の力をお借りしないとできないという、そのスキームをどう作っていくのかというところでは同じような発想をしていると思っておりますので、是非また進めていただければというふうに思っています。

○柴田巧君 ありがとうございます。

次も田中参考人にお聞きをしたいと思います。田中参考人におかれては、今までも防災科学技術委員会の専門委員でありますとか、地震調査研究推進本部の専門委員を務めていただいております。また、そのための訓練というものなどが物流を確保していくために必要なんだろうと思えますが、そういう意味では、日本海側と代替ルートを

いうようなお考えがあれば教えていただければと思います。

○参考人(田中淳君) 私の立場は地震研究をしているわけではございませんので、どう国民に利用されるのかという観点から今までも携わらせていただきました。

そういう前提で議論させていただきますが、やはり、どうい地震あるいは台風、あるいは竜巻という議論もございましたけれども、そういったものも含めて、現場の例えば中野焼津市長のようなお立場の方あるいは個々住民の方々がどんな情報を使えるかどうかというふうな反応できるのかというところ、そのニーズとそれから科学的な可能性とか、そのアンドをどううまく結び付けていくのかと。そこを結び付けるためのやはり翻訳家が必要になってくるというふうな思っています。

そういう意味で、いろいろな方々がその専門家になり得ると思うので、まあマスコミもそうだと思いますし、まさに先生方というのはそういう制度への翻訳家だと思いますので、そういうニーズとそれから基礎研究というものをどううまく結び付けるかということが防災への第一歩ではないかという気がしています。

○柴田巧君 ありがとうございます。

次に中野参考人にお聞きをしたいと思っておりますけれども、先ほど焼津市の取組、地震・津波対策の御説明もありました。

大変意欲的にやっておられるということに敬意を表したいと思いますが、これから先、地震、津波だけではなくていわゆる複合災害というのは多分に考えられるわけでございます。同時に台風が来るかもしれないし、焼津市、静岡県は富士山の地元ということで、一七〇七年の宝永地震の後には、四十九日後には富士山が爆発しているという、大きな地震の後には火山活動も活発になるということも考えられるわけで、そういった火山、台風なども含めた、そういう複合的な災害への対応というのは特に何かやってもらいたいと思いませんか。もしあれば教えていただければと思います。

ます。

○参考人(中野弘道君) まず、焼津市としては小さな市なので、危機管理部というのを設けさせていただいて初動体制をまずしっかりしていくということで、連携も含めまして組織の体制を新しくしたところでございますが、地域の防災計画また事業継続計画、水防計画、災害に対応する計画を策定して、大規模災害も含めましての計画をその中に全て盛り込んで今計画をしているところでございます。

以上でございます。

○柴田巧君 その中に今申し上げた複合災害への対応も含められているということですね。

○参考人(中野弘道君) はい。

○柴田巧君 ありがとうございます。

それから、ちよつと御見解をお聞きをしたいと思っておりますのは、先ほど田中参考人の方からもお話がありました。最後の田中参考人のお話の中で、事業単位の認定から一括交付金に変更するところで多様性、柔軟性を誘導というお話がございましたが、これについては市長をやっておられる立場でどのような御見解をお持ちか、その方がやりやすい、あるいはそれはやりにくいというお考えか、お聞かせをいただければと思います。

○参考人(中野弘道君) 何かあったときというのが単発的ではないと考えています。津波もあり、また火事もあり、いろいろな被災状況が現実起こっています。その中で対応策また予防策というの各各地区によって全く対応が違ってきていますので、単純にこれにこれにということではなく、やっぱり全体を含めての対応をしていただくのが非常に地方自治体としても有り難いと思いたすので、田中先生の意見に賛成でございます。

○柴田巧君 ありがとうございます。

若干ちよつと時間が余裕がありますので、もう一度戻って済みませんが、菅原参考人にお聞きをしたいと思っております。

一部私も拝見をした記憶があるんですが、首都高のこれからいわゆる空中権の問題ですが、いわ

ゆる民間活力、民間の資金を活用してそういう大規模修繕と大規模更新に充てていこうということですが、これは今の進捗状況はどうなのか、あるいはその可能性、またそのやり方についての御見解が、進捗状況も併せてお聞かせをいただければと思います。

○参考人(菅原秀夫君) 空中権と言っています。が、容積率の移転ですね。それにつきましては、今、概算要求の中で、国交省の、都市再生と首都高の再生を両方兼ね備えた形で検討したいということが盛り込まれております。それに基づいて、今、国交省の方で検討委員会とかワーキンググループ、これは設置をしております。それに我が社も、そして東京都も国交省も入ってやっていますところでございます。これからの議論だと思っています。

○柴田巧君 分かりました。

じゃ、これで終わります。どうもありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。よろしくお願いたします。

まず中野参考人にお聞きをしたいと思っております。先ほど津波の対策について、海岸はすうとつとながっている、しかし、それぞれの津波の対策というのはそれぞれの自治体ごとにつくって進めていかなければならない、それでよいのかという問題提起がされて、私も本当にそれとおりだなという意見を持っています。

私が活動しています地域の中には千葉県がありまして、この千葉の房総地域、特に九十九里の海岸の地域は高台というものが見渡す限りありません。高台に避難を言われても、それこそ車でこれを十分以上掛けて走らない限りは高台避難なんというのはいかなる地域なんですか。しかも、この間大きな津波というのは余り、そんなに被害がなかったということもあって、保育園や幼稚園とか、一般の民家もそうですけど、ほとんどが平家建ての地域になってしまっていて、ここで住民の皆さんの命を救うためにどんな対策が必要かと

いうことはもう自治体の大きな課題になっていて、一自治体で解決するのはこれはもう手に余るような実態は事象になっているんですね。

津波塔の見学に行ったり津波避難ビルの見学に行ったりもしているんですけど、じゃ、九十九里のこの海岸のところに一体どれぐらいそれを建てたいんだという、逆に悩んでいるというところもありまして、そこでなんですけれど、本当に人命を守るということのために自治体が果たす津波対策ですね。もつと国がある意味インシアチブを持ったり、いろんな知恵も、もちろん予算も、中野参考人がお感じになっている、国としてもう少しこういうところでインシアチブを発揮してほしいと思うことが具体的に幾つありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○参考人(中野弘道君) 先生と同じで、今まで海の恵みで生きてきた焼津市民でございます。それが、海が非常に恐れ多いことになっているという現状を踏まえて、海岸線は、焼津は十五・五キロでございますが、静岡県ブロックによつては違いますが、ある程度国で指針の中で、今度の法律の中でも範囲を、地域の指定というのがございまして、それはもちろん市、地域を外しての大きな地域の指定にはなるといふふうな考えて、県の方でそれが指定というふうになつていような形で理解はしていますが、ある程度それを、科学的知見も踏まえて、もう少し大きな範囲での指示というか、それを国の方でインシアチブを取って指定というか、指導をしていただきたいなというふうな思っているところでございます。

逆に、焼津市としては、焼津市の範囲には行けないので、焼津市の中でも若干違う範囲もあるの、各ブロック別で逆にして、焼津市としてやれる範囲のブロック別の指定をしながら、津波地域づくり計画を、ブロック別に計画を今立てているところでございますので、是非それを拡大してはめていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○田村智子君 大変貴重な問題提起といえますか、やっぱり、地域それぞれの自治体は、もっと厳密に細かくブロックの指定をしながら避難対策を取ると、だけど、大きく国が枠を掛けて大きな計画を立てることがやっぱり必要だということが御趣旨でよろしいでしょうか。

○参考人(中野弘道君) はい、そのとおりでございます。

○田村智子君 同じ質問で田中参考人に。

このように悩みを抱えている自治体が多くて、高台避難が難しいような地域での津波の対策、どのようにしたらいいかということで、ちょっと御意見ございましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○参考人(田中淳君) ちょっと難しい問題にお答えする前に、やはり市町村というのは非常に地域をよく御存じなので、また、実は避難というのは本当にその地域地域でベストのものが変わってきてしまうということ、そういう面では、そこは本当に市町村のお力なんだと思っています。

ただ、その単独市町村の中だけでは閉じられないという避難の難しさもあつたり、あるいはその河川を遡上してくるようなもの、あるいは同じ海岸線であればある程度同じような高さを造らなきゃいけない。海岸護岸に関しては、今、全県単位でかなり共通的になっていきますけれども、そういう、どちらかというと避難のオペレーションとかその避難のオペレーションを考える上での前提のハザード情報みたいなものはやはり国がきちっと主導するべきじゃないかというふうに思っています。

避難の難しさというのは、やはり本当に難しいところがあると思います。九十九里浜も難しいですし、焼津市さんも難しい、北海道の浜中さんも難しいというところだと思ふんですね。その中で、まず、取りあえずできることからやはりやっていくしかない、全てを完全にクリアできるところまでなかなか行けないので、まずは一歩ずつ進んでいくしかないというふうに思っています。

そういう面では、本当にバベルの塔のような津波避難タワーがいいのか、もう少し道路の利用をうまく使うようなことも含めて検討すればいいのかということが必要になってくると思います。そういう選択メニューはやはり国が主導的にお出しただけると市町村はそこから選べるというところがあるのではないかといい気はしています。

○田村智子君 ありがとうございます。

もう一つ田中参考人にお聞きをしたいんですけども、今度は首都圏直下にもちよつとかかわることなんです、先ほど、まあそれにかかわらずだと思ひますけれども、やはり地震の対策は事前被害の防止であり耐震化の推進が最重要だ、これもそのとおりだなというふうに私も思っております。しかし、これから審議にかかる首都圏直下地震対策の法案は、残念ながら住宅や市街地の耐震化対策というのがほとんど何もしられていない法案で、むしろ首都圏機能はどうするかというようなことが中心になっているような法案なんです。

本当は、やはり木造密集含めてなかなか進んでいないこの住宅の耐震化、市街地の耐震化、これをどうやったら進めていくことができるのか、何かがその耐震化の促進の遅れの原因になっているのかということをやはりもつと掘り下げて、必要な支援策というのを立てていくことが国の責務としても求められていると思ふんですけれども、その点の御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(田中淳君) この耐震化の促進というのは、これも先ほどの防災教育と同じで非常に難しい問題だと認識しています。

なぜかという、実は木造密集地域というのは好んで住んでいらつしやる方もたくさんいらつしやいます。でも、やはり家賃的な制約から住んでいらつしやる方もいらつしやるということで、やはり経済的な誘導は難しい部分があるということも事実だと思ひます。そういう面では、実は建築基準法が既存不適格に遡及しないという対策方針を取っていますので、そこを突破してなかなか

やるというのは難しいので、あとは誘導策しかないとなつてくるということになると思ひます。

そうすると、実は非常に考えなきゃいけないのは、個々の世帯が耐震化を判断するとコストが大きくなつてしまふ。つまり、その工事期間中移動をして、そこで移動費用をしなきゃいけないというふうなこともあるので、もう少し地域全体として、空き家をうまく順々に使つて進めていくとかです、やはりそういうような個別から地域へという転換を少し図つていかないと難しいのではないかといい気がいたします。少なくとも耐震化は、津波の避難をするスタートは家が壊れないということですし、家が壊れなければ火災の出火数も減ります。延焼数も減ります。やっぱり全てに絡んでくるということなので、これは我々研究者もかなり今真剣に議論をしているところではありますので、またいろいろとお知恵を拝借できればと思ひます。

○田村智子君 続けて田中参考人、済みません、何度も申し訳ないんですけど、今の問題では、例えば東京都の墨田区の白鬚の地区なんかは、ちよつと時間を掛けて地域の皆さんが本当に入つた協議会を開いて、いかにして木造密集を解決していくか、それで東京都都営アパートの改築などをそういう住民協議の中で耐震化を進める、木造密集を解消するという考え方の中で開発を行った。ところが、それが後に続かず、そういう、東京都も加わり公的な仕組みもつくり住民参加でという協議会が、これがその後はつくりられなくなつて、むしろ民間主導型で大規模開発をしてしまふ。そうすると、地上げに対して嫌だとか残る方がいらつしやると、逆にそれが進まないというあつれきを生んだりという問題があるんですね。

そうすると、長い目で見れば、余り長く見ていられないという側面はあるんですけども、しかしやはり住民参加型の協議会を急いでつくつていくような、住民の合意を得ながら木造密集を何とかして解消していく方向ということに努力をす

ることが結果としては近道になるのではないだろうかというふうにも東京都の経験を見ると感じたりもするんですけど、その点での御意見もいただければと思ひます。

○参考人(田中淳君) 自身は都市計画の専門家ではないので、評価は難しいところがございます。率直に言うところ思ひますけれども、やはり、基本は住民合意を取らざるを得ないというところが難しいところだというふうに思っています。特に都市部の場合は、その辺の住民合意を取るという作業が三大都市圏みんなそれぞれ難しいということ。

そういう面では、どちらかというと、それと同時に、建て替え、賃貸の借換えという、その時点でどう対策をうまく進めていくのかということ、是非御検討いただければいいかなというふうに思っています。例えば不動産の重要事項説明のようなものにハザードマップ情報を入れるとか、そういうことで、その時点のタイミングで進めていくということも議論をいただければというふうに思っています。

○田村智子君 ありがとうございます。

では、菅原参考人にお聞きをいたします。

先ほど、首都圏直下への備えとしての高速道路等々の補強、耐震化、これが非常に重要だと、そのとおりだと思ひます。これはどこかで出ている資料であるかもしれないんですけども、改めてお聞きをしたいんですけども、そういう耐震補強や大きな地震、震度七が来ても崩れないような高速道路ということを進めていくための予算としてはどれぐらいの株式会社としては見込みをしていらつしやつて、その財源をどのように手当てするのかということの検討というのはどうなっているか、この機会に是非お聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(菅原秀夫君) これは、今先生がおつしやつた問題は非常に難しいと思ふんですね。というのは、これは、何とかな、月日がたつとにまた老朽化が進んでいくわけですね。ですか

ら、幾らあればというあれじゃなかなかないと思うんです。これは難しいと思いますね。

やっぱり、まず一番大事なのは、基本的には、先ほど冒頭申し上げましたように、日常的な点検ですね、点検をし、そして補修をする。それでカバーし切れないものについては大規模更新、こういうことになるんですけれども、その中でやっぱりきちんと精査をして積み上げるということになると思うんです。

ですから、幾らあればという、最初、答えは、これはなかなか難しいと思いますね。

○田村智子君 そうすると、なかなかあれですね、例えば東京でいえば、東京外環自動車道に大変多額のお金を使うけれども、まあほとんど国直轄でこれは造ることになると、予算的にはですね。

そう考えると、なかなか、どれぐらいの規模になるか分からなくて、じゃ、どれぐらいを首都高自身として用意ができて、国として、もしその支援が必要としたらどれぐらいというのは、これはなかなか難しいということになっちゃうんです。

○参考人(菅原秀夫君) これはなかなか難しいですね。

それで、やっぱり、先生御案内のように、今のスキームというのは、首都高でいいますと大体二千五百億ぐらい料金収入あるんですよ。その中で、管理費を除いて残りはリース料として機構に払うわけですよ。で、機構が過去の返済に回すと、こういうことになっていきますので、なかなか財源的なあれは難しいんですね。ですから、それはその都度やっぱり国なり地元自治体なり協議をして決めるということになると思います。

○田村智子君 最後一点だけなんですけれども、首都直下が起きたときに帰宅困難者をどうするかということが一つ大きな問題になると思うんですけれども、今建設しようとしている東京外環、大深度の地下四十メートルという道路はそういう場合に使える道路だと考えていいのかどうか。地震

が起きた直後にいろんな点検は必要かとは思いますが、それでも、帰宅困難になったような方が使える道路という想定なのかどうかだけお聞かせください。

○参考人(菅原秀夫君) 外環道は、先生御案内のように、これは首都高の仕事じゃないんですよ、ちょっと答えられないですね。

○田村智子君 以上でいいです。

○室井邦彦君 維新の会の室井邦彦でございます。私で最後でありますので、もうしばらくお付き合ひをお願いしたいと思います。

後先になりましたけれども、参考人の皆様方には大変お忙しい中、当委員会にお時間をいただきまして本当にありがとうございます。七番目ということで、また同じような質問の繰り返しに、重なることがございます。

最初に、中野焼津市長さんからお尋ねをしたいと、教えていただきましたと言えいいのか、御質問したいんですけれども、いわゆる近隣の自治体と連携がうまくいくところとかなかなか連携が進まないという課題があったりすると思うんですけれども、そういう場合何が、連携のハードルが高いのか、取りにくい問題があるのか、あれば教えてください。また、中野市長さん、ありがとうございます。

○参考人(中野弘道君) 地域間で災害対策も競争をしています。その競争が逆目に出ると、うちそこちでこうやっていて、こうやっていて。それが課題であり問題である。できれば、国の方でこの部分はしっかりとこういうふうな形でやっていくべきという指導がしていただくと、その競争は、それに準じて行っていくわけで、なくなるかなという形がしております。

以上です。

○室井邦彦君 県境、境は別としてね。

○委員長(竹谷とし子君) 室井君、委員長の指名。

○室井邦彦君 委員長、済みません。失礼いたしました。

○参考人(菅原秀夫君) よろしくお願ひいたします。

ます。

私もこの災害特の委員会に入れていただけて良かったなと思っております。というのは、再三申し上げていきますように、阪神・淡路大震災の被災者といいますが、もうあの恐ろしさは、三日前から東京で地震がありましたよね、震度四だったかな。あの麹町の巨大な議員宿舎がぐらぐらと揺れたときに、一瞬体が固まりました。えらいもので、体が覚えてるんですよ、そういう揺れが。そういう体験をしておるんですが。

まさにこれは、ドラマチックという失礼な表現になるんですけども、東京オリンピックの、初めての、三十九年に皆さん方が、いわゆる高度成長の時代で首都高の高速道路というのはもう社会も全てマスコミも注目をして、もう行け行けどんどんで応援をいたしました。参考人からお話がありましたように、土地の買収に時間を掛けていられないということで川とか運河に支柱をどんどん立て、だからカーブが、曲線が多いというような道路になっているんだといううな、読ませていただいているほどな、それはそれでやむを得ないことだったんだろうな。

今度は二〇二〇年、東京オリンピックがまた開催されると。そういう中で、時間がない。そしてまた、この直下地震の対応も取らなくちゃいけない。そのときに、あの巨大な支柱が、阪神高速道路、四十三号線、折れ曲がったという、倒れたというその自然のパワーという、すごさというのは、経験してこの目で見た人間でないと分からないと思うんですけれども、これ、首都高がその直下型地震に直面したときに、まさに想像ができるんですよ、私は、耐え切れないというふうに思います。

しかし、対応していくためには国家プロジェクトとして、特に財源の確保の議論が少し取り残されているような感もするんですが、今、少し重複するかと思うんですけども、その点、私は、国家プロジェクトと組んで進めていかないと到底これは間に合わないというか、いつ直下地震が来る

か分からない状況で、その点、どういうふうに今思われますか、考えておられますか。

○参考人(菅原秀夫君) 冒頭御説明申し上げましたように、そもそもスタート時は、大正十二年のあの関東大震災に耐えらるようなあれになっているんです。その後、今先生おっしゃったような阪神・淡路のあれがありまして、それを契機にして、例えば橋脚、柱がありますね、それを巻き立てて工法と言っていますけど、鋼板で巻いたり、その教訓を生かしてもう補強しているんです。

ですから、過去の地震に対しては、そんな大きな、何というか、損傷というか、そういうふうにはならないというふうに思っていますけれども、ただ、首都直下につきましては、東日本の経験を踏まえて、今防災会議の方でいろいろ見直しをされていると思います。被害想定も含めてですね。ですから、それを見て、それを見て、更に必要な補強があればやっていきたいと、こう思っています。

○室井邦彦君 阪神・淡路大震災のときは、鉄柱というんですか橋脚、これに鉄板を巻いたんですよ。素人だからよく分からないんですけども、ああいう方法は効果はあるんでしょうかね。

○参考人(菅原秀夫君) 今申し上げましたように、それは効果はあります。ほとんど、七千本ぐらいかな、首都高全部、橋脚もそれを巻いていますので大丈夫だと思います。ただ、首都直下ですね、それについてちょっとまた新たなあれが出てくれば、更に補強しなきゃいけない、こう思っています。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) 委員長の指名を受けてから御発言ください。

○室井邦彦君 それでは、田中先生にお聞きをしたいと思ひます。

予知できない大規模自然災害というのは、我々にとつて大きな脅威として襲いかかってくる。フィリピン、ちょっと話は変わりますが、フィリピン、の台風が中

心風速というのは、すごい破壊力を、また日本の国にも間違いなくそういう大型、超大型台風が襲ってくるというのは言われておりますが、その異常気象現象による竜巻や集中豪雨、そして大規模地震に、いわゆる直下型地震に伴う津波などの防波堤、防潮堤、ハザードマップ、先ほども出ておりましたが、避難対応、被害を最小限にとどめる、そういう効果があると思うんですけれども、万全な対策はないように思うんですけれども、そこで、優先して取り組む防災、減災とは何か、優先して防災災害策としてあるのか、御所見があれば、優先して対応できる減災、防災があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○参考人(田中淳君) まず一つ、今幾つか例を挙げていただいたものの中で頻度、どれぐらいの頻度で来るものなのかということはかなり厳密に分けなければいけないと思います。その上で、一定程度のものに対してはやはりそれなりの施設で対応しなければ国民生活に大変大きな支障が出てきてしまうと。確かに三・一一で海岸護岸が役に立たなかった部分もありますけれども、それによって救われた部分もありますし、また、それによって三・一一のような津波でなければ救われる部分、たくさんあるわけですね。そこはやはりまずベースに、前提に置いて、そこから先に足りない部分をどうしていくのかということになると思います。

そういう意味では、やはり頻度の、ある程度の頻度までについて明確に定義をしておくということ、そこまではBバイCも含め他の政策課題と比較しながらきちんとやっぱり対策を取っていくということが必要だと思うんですね。

やはり、南海とか首都直下というのはそれだけではできない部分があつて、そこに関してはやはりオペレーションとか計画というものをかなり詰めていかなければいけないということになると思います。その際に、やはりある特定の災害に引っぱられることなく、どうしても大事な問題というのをどう見出していくのかということが我々の仕

事だと思えます。

例えば今、本当に首都直下で議論をしなければいけないとすると、先ほど首都高の方でもお話がありました、いわゆる非構造部材、天井落下問題というものをどれだけきちんと、非破壊検査技術も含めて我々きちんと指摘していかなくちゃいけないのかという問題とか、あるいは本当に帰宅困難者問題というのをどこまでウエートを置くのかとかという、相手の、対策課題そのもののウエイト付けをやつぱりきちんとしていかなきゃいけないんじゃないかという気がします。恐らくこの天井が落ちますと、我々脳挫傷で死にます。六メートル以上の天井高があつて石こうボードですと脳挫傷を起こします。やつぱり、一つ一つそういう目で見ていく必要が実はあつて、やはりそういうような問題指摘を我々もこれからしていきますので、是非的み取つて、すくい取つていっていただければというふうに思います。

少なくとも、防災に関しては万全の対策はあり得ないというふうには思っています。

○室井邦彦君 田中参考人が冒頭おっしゃつておられましたけれども、まさにこの阪神・淡路大震災でも、先生がお書きになつておりますけれども、いわゆる復興需要が発生したと、そして短期間に集中し、地元業者のキャパシティを超えたことから県外の企業に復興投資が流出してしまつたと。

私、これ、質問じゃないんですけれども、当時、私も阪神・淡路大震災のときには県会議員をしておりまして、たまたま警察常任委員長をしておりまして。国道二号線、四十三号線とか、南北の道路は皆アウトでした。そういうところで、いろいろと業者が瓦れきを回収に、そして新しく新築工事をされに来る、通行証を兵庫県警は発行するんですね。その通行証が非常に価値があつて、ほとんど被災地に入つて来られない、その通行証のある車に限つてオーケーということになって、しまいに通行証一枚十万円とか、やみで印刷をして、警察の菊のマークを偽装してどんどん入つて

くるんですね。見ると、ほとんど県外のトラックや業者だったんですね。先生がまさにここにこういうふうを書いておられる、これは実際私も体験をしたことなんですから、こういう対応は、震災終わった後の復興復旧についてのことで、それから、この場でどうこうということじゃないんですけれども、何かちょっとその点で先生の御指導というか私見があればお聞かせいただいで、私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(田中淳君) 今のポイントは、首都直下、南海トラフというのがほかの災害と質的に違つてしまふということの最大の私はポイントだと思つています。

阪神・淡路大震災のときの兵庫県から復興投資が主に関東に流出したのは、別に悪意ではなく、被災者の早期な住宅再建あるいはインフラ整備のためにやはり集中投下をせざるを得なかつたからそうなつたということだと思ふんですね。ただ、そのときに、もう少し平準化するべきものがあるいはできるものもあつたのではないかと気がいたします。そういう面で、一気にそこに投下する戦略が良いのかどうかというところが、これは首都直下、南海トラフになると国際レベルで同じことが起きてしまふということを懸念しているということになります。そういう意味では、やや優先度の高いもの、低いものという中で公共投資をどうしていくのかという部分の平準化を少し図るような仕組みを考へておかなければいけないというのが先ほどの私の趣旨でございます。

ただ、今大変貴重な御指摘をいただいたわけでありまして、確かにこの特措法自体は事前対策を中心としているものだと理解をしておりますけれども、その中で、復興計画というのはいくらも事前にやつておくべきものだと思うんですね。こういう復興計画に向けて進めていくのかということ、ここはやはり一つの基準になると思いますので、そういう面では、復興はこの特措法の範囲外であるというよりは、復興というものを前提に置いて事前対策は何なのかという流れを是非御議

論いただけるとても幸甚に存じます。以上でございます。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり御出席いただき、貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

それでは、参考人の方々につきましては御退席をいたしまして結構です。速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(竹谷とし子君) 速記を起こしてください。

○委員長(竹谷とし子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び首都直下地震対策特別措置法案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官日原洋文君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹谷とし子君) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び首都直下地震対策特別措置法案の両案を一括して議題といたします。

まず、提出者衆議院災害対策特別委員長坂本剛二君から順次趣旨説明を聴取いたします。坂本剛二君。

○衆議院議員(坂本剛二君) ただいま議題となりました東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及

び首都直下地震対策特別措置法案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

南海トラフで発生する大規模な地震による被害については、これまでの政府による被害想定等から明らかなように、西日本を中心に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活、経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるおそれがあるものと想定されております。

平成十四年に、議員立法によって、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が全会一致で成立、施行され、これまでこの法律に基づく対策が着実に進められてまいりましたが、この度の政府の被害想定等により、これまでの想定をはるかに上回る甚大な被害が発生するとされた地域の人々の不安な思いを受け止め、このような巨大災害に事前に対処すべく、早急に国が主導して効果的な予防対策を実施するため、本起草案を提出するものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改めるとともに、南海トラフ及び南海トラフ地震について定義を定めております。

第二に、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域とし、当該地域の指定に当たっては、内閣総理大臣が科学的に想定し得る最大規模の地震を想定して行うものと規定しております。

第三に、この推進地域の指定があったときは、中央防災会議は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成することとしております。

第四に、指定行政機関の長等は、防災業務計画

において、一つ、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、二つ、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、これらの事項を南海トラフ地震防災対策推進計画とすることとしております。

なお、市町村防災会議は、これらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができることとしております。

第五に、関係指定行政機関の長等は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策等を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定することとしております。この指定があつたときは、関係市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、一つ、津波からの避難の用に供する避難施設等の整備に関する事業、二つ、集団移転促進事業及び、三つ、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業に関する津波避難対策緊急事業計画を作成することができることとしております。

第七に、津波避難対策緊急事業に係る特例として、津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の規定を設けることとしております。

第八に、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置として、農地の転用の許可要件の緩和に関する農地法の特例、二つ、集団移転促進法の特例等を設けることとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、首都直下地震対策特別措置法案について申し上げます。

首都圏においては、歴史上、関東大震災級の地震が発生以来、八十年ほどを経過すると、マグニチュード七クラス、まさに阪神・淡路大震災と同じクラスの直下型地震が何回か発生するという歴史を繰り返してきました。本年は大正十二年に発生した関東大震災から九十年目に当たります。首都直下地震は、好まぬことではあります。今日これから起きては不思議ではありません。

戦後の我が国は、大きな地震を経験することもないまま、高度経済成長を背景に、様々なインフラ、高層建築、臨海部のコンビナート、高度情報ネットワークなどを首都圏に造り上げてきました。これらが大きな災害に見舞われたらどうなるか。その対策はまさに喫緊の課題であります。帰宅困難者等の安全確保を図るための措置、木造密集地域対策も大きな課題となっております。

首都直下地震は、大規模な災害であるというだけでなく、我が国の政治、行政、経済等の中枢機能はいかに維持するかということが重要であり、首都中枢機能の維持を図るために必要なライフライン等の基盤の整備や管理を適切に行うなどの措置を講ずる必要があります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を首都直下地震緊急対策区域として指定するものとしております。

政府は、首都直下地震緊急対策区域の指定があつたときは、首都中枢機能の維持に関する事項、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定に関する事項等を定める緊急対策推進基本計画を定めなければならないこととしております。

第二に、政府は、緊急対策推進基本計画を基本

として、政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項、行政中枢機能の一時的代替に関する事項等について定める緊急対策実施計画を定めなければならないこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全確保施設等の整備等を緊急に行う必要がある地区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定するものとしております。

基盤整備等地区の指定があつたときは、関係地方公共団体は、共同して、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項及び滞在者の安全の確保を図るために必要な事項について定める基盤整備等計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとができ、認定を受けた基盤整備等計画に係る特別の措置として、開発許可の特例、道路の占用の許可基準の特例等を定めております。

第四に、関係都府県の知事は、緊急対策推進基本計画を基本として、石油コンビナート等の改築、補強、木造密集地域対策、帰宅困難者対策等について定める地方緊急対策実施計画を作成することができることとするとともに、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを住民防災組織として認定することができることとしております。

第五に、特定地方公共団体は、単独で又は共同して特定緊急対策事業推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとし、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に基づく事業に対する特別の措置として、建築基準法上の用途制限の緩和等について定めております。

そのほか、地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練の実施、広域的な連携協力体制の構築、財政上の措置等の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(竹谷とし子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、磯崎仁彦君が委員を辞任され、その補欠として宮本周司君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

首都直下地震対策の法案についてお聞きをいたします。

人口と建物が集まる地域で発生する首都圏直下地震は、二〇〇四年の被害想定でも全壊、火災焼失棟数が最大八十五万、死者数が一万一千人という未曾有の大災害として予想されています。こうした被害をでき得る限り抑える、住民の命と財産を守ることを最優先にした対策が求められていると思います。

ところが、この法案を見て私はちょっと驚きました。第一条の「目的」に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の命、身体及び財産を保護するためとあるんですけれども、全四十二条のうち、それでは、住民の命を守る、財産を守る、こういうことに密接にかかわるものは僅か二十一、二十二、二十三のこの三条、第五章に定める地方緊急対策実施計画の策定等しかないわけです。しかも、この中には特別措置と呼べるものはありません。法案のほとんどは政府の業務継続、首都中枢機能維持のための基盤整備や再開発のための特例、建築基準法の規制の緩和を行うという中身になっています。

これでは、首都圏直下地震対策とはとても言え

ず、むしろ首都機能維持のためとして首都圏の大規模開発のための特別措置法案ではないかと、この思わざるを得ないと思うんですが、提案者の方にお聞きをいたします。

○衆議院議員(福井照君) 今先生御指摘の、住民の生命と財産を守り切るんだと、国家が生命と財産を保障するんだという御指摘、誠にこともつともだと思えます。その上で、この法律の中身を若干御説明をさせていただきますと思います。

今先生御指摘のように、諸計画制度が位置付けられておりますけれども、大きく二つに分かれております。中枢における対策を述べたものの、大きく二つに分かれております。その中枢にかかわるものは、「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等」、第三章でございます。そして、「首都中枢機能維持基盤整備等」地区における特別の措置、第四章でございます。全域の活用が想定されるものは第五章と第六章、第五章は「地方緊急対策実施計画の作成等」、第六章は「特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置」でございます。

確かに、今先生御指摘のように、第五章は三条しかございません。しかし、これは第六章の特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置の規定と相まって緊急対策区域全域での首都直下地震対策の推進が図られるものと考えてございますので、委員御指摘の首都機能維持に限定された法律であるという御指摘は当たらないと考えておりますが、いずれにしても、政府がこの法律を受けて適切に対処することが肝要というふうに考えてございます。

○田村智子君 今、この第六章の特定緊急対策事業推進計画、これも中身を読めばほとんど再開発のための規制緩和を規定しているのかというふうな中身になっていまして、住民の命、財産を守ることとどうかかわるのかというのは、これ全く分からないような中身になっているわけですね。

じゃ、もう少し中身についてお聞きをいたします。

法案第七条、首都中枢機能基盤整備等地区です。これは、説明をお聞きしましたら、永田町、霞が関などを念頭に置いたものだ。まあ首都中枢機能ですから、この辺りですね、国会や省庁がある辺りというところはそうだろうと思います。この永田町、霞が関という地域は、東京都市計画霞が関一団地の官公庁施設として、建物の配置の方針などを含めて都市計画されています。既に、さらに、国土交通省官庁営繕部は、社会資本整備審議会の答申を受けて、霞が関地区整備・活用方針というのを持っています。この整備・活用方針を見ますと、皇居や国会議事堂との均衡など良好な都市景観の形成、あんまり超高層を建てないとかという意味も含まれていると思います。危機対応を可能とする施設機能の確保、危機管理のために多様な開放的空間の整備などが盛り込まれていて、私はこれは非常に理にかなった方針だなというふうに思っています。

ところが、その永田町、霞が関を恐らく念頭に置いたこの首都中枢機能基盤整備、この地域は、十六条から十九条で開発許可の特例、土地画整理事業の認可の特例、市街地再開発事業の認可の特例、道路占用の認可基準の特例、こういう特例基準を次から次へと設けているんです。今ある都市計画を言わば全く作り替えて、永田町、霞が関を非常に作り替えていくようなものになっていくんじゃないかということが危惧されるわけです。

しかも、法案第八条六では、民間ディベロッパー等が事業の提案を行えるようにして、それに伴う規制緩和も行うことが盛り込まれています。非常にこの永田町、霞が関の地区というの、私は公益性の高い地域だと思います。これ民間がどんどん開発していくような地域ではないかと思っています。むしろそういう開発に対しては規制を掛けることが必要じゃないかというところも考えています。ですから、この法案に対しては非常に違和感があるんですね。

この場ではこの八条六項の提案の仕組みについてお聞きをしたいんです。なぜ、こういう公共性の高い地域に民間ディベロッパー等が事業提案を行えるという仕組みにしたのか、お答えください。

○衆議院議員(三日月大造君) 先生に違和感があると言われたことに私は違和感があるんですけども。

むしろ、冒頭おっしゃっていたように、未曾有の大災害から、起こってはならない未曾有の大災害から首都機能を維持して国民の生命と財産を守るために、民間ディベロッパーの方々も含めて多様な方々に計画作りに参画をしていただき、また必要な事業を行うためにこの規定を設けたところであります。先生御存じのとおり、八条の六項、基盤整備等計画、そして二十四条のこれは四項だと思っておりますけれども、特定緊急対策事業推進計画、これに提案することができる規定を設けさせていただいているところでです。

この基盤整備等計画及び特定緊急対策事業推進計画のあらゆる制度の活用を促進することで、首都直下地震対策の一層の推進を図ることを目的として、趣旨として設けさせていただいているところでです。

○田村智子君 例えば、議員会館も建て直しました、省庁ももう中央合同庁舎がほとんどできて、これ耐震化は完成していると思ってもいいと思うんです。これ以上何を民間ディベロッパーを入れてやっていくのか。

法案の中身を見ますと、例えば帰宅困難者が一定期間滞在できる施設とか、あるいは備蓄の施設が必要だと。こういう施設は、例えば、これは民間主導でやると不採算になりますよね。だって、そこに人が集まっちゃったら、ますます帰宅困難者を増やしてしまうことになる。何か一時滞在の場所をつくったとしても、平時にそこを使っちゃ駄目だということになると思いませんか。備蓄も、備蓄として使うことしかできないはずで、民間主導で果たしてそれが採算の取れるような事業

になるんだろうかということとは非常に疑問に思います。公共性の高い地域にそんな計画を求めるんだらうかと、それはむしろ国が責任を持つて必要なことをやるべきじゃないか、これは指摘をしておかなければならないと思うんです。

更にお聞きをしたいのは、特定緊急対策事業推進計画、これも同様のような規定があるわけですが。この特定緊急対策事業の方は、首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画で非常に漠としていて、言わば何でもありのような感じなんですよ。そこにも民間等からの提案の仕組みが設けられている。こちらはおもつと露骨で、特別措置の適用を受ける事業であれば何でもよいということになっちゃうんですね。そうすると、首都直下地震への対応を名目として民間ディベロッパーの開発事業がどんどん促進するということになりかねない。

ここでお願いをしたいのは、第八条六項の提案をした者は、首都中枢機能維持基盤整備等協議会、このメンバーになれるのか、また二十四条四項の提案をした者、民間ディベロッパーなどが提案できると、そういう提案をした者は地震防災対策推進協議会のメンバー、構成員になれるのかどうか、これ、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員(三日月大造君) 端的にお答えすれば、いずれも構成員となれるということを想定しております。

この基盤整備事業等若しくは特定緊急対策事業を実施する者、される方々ですね、また、これらの事業等実施に密接な関係を有する者、方々ですね、これは地方公共団体に對して、先ほど先生御指摘いただいたように、基盤整備等計画又は特定緊急対策事業計画に係る内閣総理大臣の認定を申請を提案することができます。こういって方々は、それぞれ首都中枢機能維持基盤整備等協議会及び地震防災対策推進協議会、この協議会の構成員となる旨を規定させていただいているところでありますし、また、この基盤整備事業等又は特定緊急対策事業を実施しようとする者だけではなくて、

実施し又は実施すると見込まれる者も含めて協議会の構成員となることを想定させていただいております。

○田村智子君 そのとおりなんです。民間ディベロッパーなどが構成員になり得ると。しかも、これ規定を見ますと、この二つの協議会、これは開発の提案をした者、事業の実施者、こういう人たちが構成員として入っていない場合には、入れてほしいと要求もできる規定があります。その要求に對して、正当な理由がなければ計画を策定した地方公共団体は拒めないということにもなっています。これ、正当な理由というのはなかなか難しいんですけど、反社会的団体だとか、そういうのでなければまず拒むことはできないというふうになるんですね。そして、この協議会での協議が調えば、その結果を尊重する義務が今度は地方公共団体に課せられると。まさに民間主導で様々な開発が進んでいくような仕組みが何重にもつくられているというふうに言わなければならぬと思うんです。

衆議院の議論の中では、国が定めた計画等に沿って行うからこれは大丈夫だということも言われているんですけども、この間、この東京都で行われた様々な都市再生と言われる事業を見て、それは国が言わば認めているような事業ばかりだと思えます。その結果、どうなったか。超高層のマンションが次々と建てられる。その中には、さきの東日本大震災では地震の揺れと共振を起してしまつて破断を起したようなマンションも出てくると。どんな人口密集が広がる、昼間の人口もどんなに広がっていくと。もう一極集中どころか、それをどんどん加速させるようなことを、この間、現に民間ディベロッパーはこの首都圏をやつてきた、このことをしっかりと見なければならぬと思うんです。

災害対策上、人口と経済の集中という大都市特有の課題、これをやっぱ本来解決していくためには、どんな民間ディベロッパー主導にするのではなくて、逆に、これは本来規制を掛けていく

ような法案でなければならぬと思うんですけれども、私が今言つたような危惧、大規模開発を促進する、そういうお墨付きを与えるものになるんじゃないのか、このことについてはどうお考えですか。

○衆議院議員(福井照君) 私、都市計画が専門なのでその観点から反論をしたいところでございますけど、今日は法律の議論でございますので、この法案で、今先生御指摘のことに對して、もう一度事実関係を整理させていただきたいと思ひます。

まず、先生御指摘の基盤整備等計画とか特定緊急対策事業推進計画につきましては、事業を実施しようとする者が、地方公共団体に對し、これらの計画について内閣総理大臣の認定を申請することについて提案できるというのが第八条第六項第一号、第二十四条第四項第一号、先生御指摘のとおりでございます。また、この認定を受けたこれらの計画に基づいて実施される事業については、それぞれ開発許可の特例、用途制限の特例が適用されると予定をしております。

しかし一方で、内閣総理大臣の認定を受けるには、緊急対策推進基本計画に適合するものであること、そして、基盤の整備などの円滑、迅速な推進や、地震防災対策の円滑、迅速な推進などに寄与するものであることなどの基準に適合することが必要であつて、提案にかかわる計画について認定を受けることができないと見込まれる等の場合には、地方公共団体は申請しないこととすることとできると、提案があつても申請しないことができるという規定をされております。このため、提案があつてもその内容が、委員御指摘のような首都直下地震を名目にした大規模開発であつて、首都直下地震対策として不適切なものであれば、認定基準を満たさないものとして認定を受けられず、各種法律の特例の適用は受けられないことになるわけでございます。

いずれにしても、この法律に基づく諸計画で、冒頭、先生御指摘の、首都圏に御在住の日本国民

の生命、財産、そしてたまたまその瞬間にいらつしたツールのストの皆さんが全員助けられるように、全員避難できるように、そういう強いしなやかな首都を目指して適切に政府が対処いたしますことを監視することはこの国会の役割だということに感じております。

○田村智子君 民間ディベロッパーなどの提案は、これ遅滞なくすぐに地方自治体は判断しなきゃいけないという規定があるわけですね。そうすると、コストパフォーマンスが、むしろ自治体がいい案を出したりとか、それを検討して、これはこういう理由で不当だなんていう理由ができない限りは、これは申請を受け入れなきゃいけないという規定だつてあるわけですよ。そういう意味で、私が言つたような指摘が全く当たらないということは当たらないんじゃないかというふうに言わなければならぬと思います。

時間がないので次に進みますが、一方で、先ほども参考人質疑の中で一番強調された住宅の耐震化などの事前防災、これはこの法案の中で非常に不十分だと思ひざるを得ないんですね。地方緊急対策実施計画に様々な事項を定めることができるといふふうになつていふ名にふさわしく、地方緊急対策実施計画によつて新たに関係都県は何か特別なことができるようになるということになるんじゃないでしょうか。

○衆議院議員(小宮山泰子君) 御質問ありがとうございます。

関係都県の知事が当該計画を定めることにより、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域である緊急対策区域において、具体的に、いかなる対策をどのように講じ、例えば高層建築物や地下街、石油コンビナート等の補強などがございますが、首都直下地震が発生した場合に生ずるおそれがある著しい地震災害の発生をいかに防止し又は災害を軽減していくかが具体的に示されることとなります。

また、国は関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言そのほかの援助を行うよう努めることとして、第二十二条においてしております。これらの措置により地方緊急対策実施計画に定められた施策の推進が図られることになると考えております。

○田村智子君 施策はそうなんですけど、そういう新しいものはないんじゃないかと言わざるを得ないんですよ。

昨年、自民党が提出した法案、同じ中身の法案ですね、これの中では、地方緊急対策実施計画に対して交付金とか補助率のかさ上げという措置が具体的に盛り込まれていないと。だけど、衆議院のやり取りの中では、いや、それは被害想定が出たらできるようにするんだという、そういう御答弁もあったので、それは是非入れてほしいので、あえてここでは同じことはお聞きはいたしません。耐震化、不燃化の措置として一千億円を想定していたというような答弁もありましたので。

それでは、ここで防災担当大臣にお聞きをしたいんですけども、では、こういう法案ができて、衆議院でそういう答弁もあったと、一千億円ぐらいの予算措置が必要だという答弁もあったと。被害想定が出たら当然、木密地域の耐震化や不燃化の促進など、新たな財政措置や法制上の措置、これ、とることになると思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣(古屋圭司君) 木密地区における耐震化とか不燃化は極めて大切ですね、同感です。

従来から、耐震化にかかわる取組としては、住宅の耐震改修に補助を行う場合は国から社会資本整備総合交付金であるとか防災・安全交付金を活用して支援を行っていますね。実際、不燃化等にかかわる密集地域の改善整備の取組としては、延焼を遮断する効果のある例えば道路を整備するとか、避難路の確保とか、老朽建築物を除却をしていくとか建て替え、こういったものを社会

資本整備総合交付金とか防災・安全交付金、こういったものを活用して支援を行っています。

今御指摘の、実際の法律ができたかどうかの点と。これは政府による緊急対策推進基本方針であるとか地方による地方緊急対策実施計画などの作成、そしてその推進状況などを踏まえまして、じゃ、財政措置の在り方について、これは今後関係機関と調整の上、検討していくということになると思います。

そこで一番大切なのはやっぱりこの木密対策で、私、現実には板橋区、これは東京都ですから委員も御承知だと思えますけれども、大塚市長さんが非常に先進的に取り組んでいますね。だから、そういう意味では、この木密対策を行うには市長の意欲とリーダーシップと、これ非常に重要なんです。ですから、私は関係市長の行動力に期待をしたいと思えますし、そういった先進的な市長さんにはしっかりと国としてもできるだけだけの支援をしていくということは当然のことだと考えています。

○田村智子君 時間になっちゃいます、一言だけ、済みません。

○委員長(竹谷とし子君) 田村智子君、おまとめください。

○田村智子君 答弁が大変御丁寧でちょっと質問を残してしまいましたが、この住宅の耐震化については、耐震化そのものについては地方緊急対策実施計画の中に書いてなくて、耐震診断の促進にとどまっています。私、ここでも非常に、一番求められていることが結局自己責任にされちゃっているんじゃないかということもこれ指摘をしなければならぬと思います。

以上です。

○委員長(竹谷とし子君) 他に御発言もないようです。から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表し、首都直下地震対策特別措置法案に対しては反対、東南海・南海地震特別措置法改正法案に賛成の討論を行います。

東京など首都圏においては、超高層ビル建設を柱とする都市再生などが進められ、一極集中の是正どころか新たな投資と開発が集中的に行われてきました。一方で、木造住宅密集地の住宅等の不燃化、マンションや雑居ビルなどの耐震化・老朽化対策は大きく立ち遅れています。首都直下地震対策は、このような首都圏の災害被害の拡大を招く具体的な課題を着実に解消することが求められています。

反対の理由の第一は、首都圏の居住地域である市街地の対策を地方自治体任せとしていることです。

法案は、首都直下地震が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急対策区域を指定し、指定が行われた関係都県知事は地震防災対策等に必要事項を地方緊急対策実施計画として作成できることとし、国は情報の提供、助言等の支援を行うこととしています。しかし、大規模施設等の管理事業者への規制や指導権限、住宅耐震化に不可欠な支援措置などは一つもありません。災害対策基本法に基づく地域防災計画とは別に、新たに地方緊急対策実施計画を策定することの意味が問われることとなります。

第二は、首都直下地震対策を名目にして、新たな大規模開発の根拠となりかねないことです。

基盤整備等地区的関係地方公共団体は、共同で都市基盤の整備、滞在者の避難道路や一定期間退避できる施設、水や食料の備蓄施設の整備などを盛り込んだ基盤整備等計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるとされています。計画が認定された場合、都市開発法の開発許可を始め、面的整備にかかわる一定の規制を緩和することになります。これでは東京一極集中の是正どころか、大規模開発によって地震災害に対する脆弱さを更に増大させると言わなければなりません。

せん。

第三は、事業者、大手デベロッパーの開発計画が首都中枢機能の維持を名目に促進される可能性が高いことです。

法案は、基盤整備等計画の作成及び実施の機関として首都中枢機能維持基盤整備等協議会を組織することとしています。その構成員として、基盤整備事業等を実施し又は実施すると見込まれる者、また作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者は自己を構成員として加えるよう申し出ることができること、さらに、正当な理由がある場合を除いて関係自治体は構成員として加えなければならないこととしています。また、これらの者は関係自治体に計画の認定申請を提案できることとしています。自治体は、その提案を拒否する場合はその理由を明らかにしなければならないこととしています。大手デベロッパーなどが自前の計画を提案すれば、その計画よりコストパフォーマンスなどの点で優れた計画がある場合を除いて自治体側が拒否することは困難と考えられます。

東京一極集中の是正とともに、住民の生命、財産を守るための予防対策こそ最優先に進められべきことを要求して、反対討論を終わります。

○委員長(竹谷とし子君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹谷とし子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、首都直下地震対策特別措置法案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(竹谷とし子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹谷とし子君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

災害対策樹立に関する調査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認めま

す。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に

関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第一条中「東南海・南海地震による」を「南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を」を「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について」に、「東南海・南海地震に係る」を「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に、「遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びに」を「南海トラフ及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。

第三条の見出し中「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、同条第一項中「東南海・南海地震が」を「南海トラフ地震が」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条

第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により推進地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

第四条を削る。

第五条第一項中「第三条第一項を」を「前条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同条第二項中「基本計画は」の下に、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項」を加え、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を「及び基本的な施策に関する事項、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、南海トラフ地震防災対策推進計画」に改め、「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削り、「東南海・南海地震防災対策計画」を「南海トラフ地震防災対策計画」に改め、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるよう適切に配慮するものとする。

5 基本計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第十号に規定する地震防災基本計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「規定する指定行政機関」の下に「(以下「指定行政機関」という。)」を、「指定地方行政機関」の下に「(以下「指定地方行政機関」という。)」を、「規定する指定公共機関」の下に「(以下「指定公共機関」という。)」を、「指定地方公共機関」の下に「(以下「指定地方公共機関」という。)」を加え、同項第一号中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同項第二号中「東南海・南海地震に伴い」を「南海トラフ地震に伴い」に、「及び円滑な避難の確保」を、「円滑な避難の確保及び迅速な救助」に改め、「東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの」を削り、同項に次の三号を加える。

三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係指定地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

第六条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

第六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加

える。

(推進計画の特例)

第六条 前条第一項又は第二項に規定する者が、大規模地震対策特別措置法第六条第一項又は第二項の規定に基づき、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を定めた部分は、推進計画とみなしてこの法律を適用する。

第七条 第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第四項中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第八条 第一項中「東南海・南海地震防災規程」を「南海トラフ地震防災規程」に改め、同項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 大規模地震対策特別措置法第十二号に規定する地震防災応急計画(同法第八号第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。)

第八号第二項中「東南海・南海地震防災規程」を作成を「南海トラフ地震防災規程(前項第一号に係るものを除く。以下この項において同じ。)」を作成に、「その東南海・南海地震防災規程」を「その南海トラフ地震防災規程」に、「東南海・南海地震防災規程を變更」を「南海トラフ地震防災規程を變更」に改める。

第十二条を第二十二条とする。

第十一条中「東南海・南海地震」を「この法律に特別の定めのあるもののほか、南海トラフ地震」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条を第二十条とする。

第九条中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条を第十九条とする。

第八条の次に次の十条を加える。

(南海トラフ地震防災対策推進協議会)

第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。

3 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。

4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

指定等)

第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。

5 この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

6 前項の規定は、第一項の規定による特別強化地域による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。))第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。)

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画

に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。

5 關係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

6 關係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、關係行政機関の長と協議しなければならない。

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 關係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業(以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。)のうち、別表に掲げるもの(当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の

の法令の定める割合による。

3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)

第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

第十五条 市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事(当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に、農林水産大臣)は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものと認めるときは、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)(又は第五条第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

一 關係市町村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適當であると認められること。

二 關係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(集団移転促進法の特例)

第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三号第二項第三号及び第七号第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三号第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七号第一号及び第三号において同じ。のと、集団移転促進法第七号第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

進事業の実施のため国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費(公共の団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。)については、地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十三条関係)

事業	区分	国の負担割合
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの		三分の二
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの		三分の二

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画

(旧法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)は、この法律による改正後の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第五条第一項各号に掲げる事項及び新法第七条第四項に規定する事項について定めた部分については、新法第五条第一項又は第七項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)とみなす。

(消防組織法及び内閣府設置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。

一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四条第二項第二十一号

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第十四号の三

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が平成二十六年四月一日前となる場合における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条第六項の規定の適用については、同項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とあるのは、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とする。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。

十一月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

第十八部 災害対策特別委員会会議録第五号

一、首都直下地震対策特別措置法案(衆)

首都直下地震対策特別措置法案

首都直下地震対策特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 緊急対策推進基本計画(第四条)

第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等(第五条―第六条)

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等計画における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定等(第七条)

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等(第八条―第十五条)

第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置(第十六条―第二十号)

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等(第二十一号―第二十三号)

第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等(第二十四条―第三十一条)

第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置(第三十二条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置

置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「首都直下地震」とは、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。)及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能をいう。

3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(首都直下地震緊急対策区域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域(以下「緊急対策区域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。

第二章 緊急対策推進基本計画

第四条 政府は、前条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策(以下「緊急対策」という。)の推進に関する基本的な計画(以下「緊急対策推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針

三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関し次に掲げる事項

イ 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となつた場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に関し必要な事項

四 第七条第一項に規定する首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定及び第八条第一項に規定する基盤整備等計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 第二十一条第一項に規定する地方緊急対策

平成二十五年十一月二十日 【参議院】

実施計画の基本となるべき事項

六 第二十四条第一項に規定する特定緊急対策事業推進計画の同条第八項の認定に関する基本的な事項

七 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

三 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。

五 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。

六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。

第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

第五条 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に関する機能のうち中枢的なもの（以下この条において「行政中枢機能」という。）の維持に係る緊急対策の実施に関する計画（以下この条において「緊急対策実施計画」という。）を定めなければならない。

2 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 政府全体の見地からの政府の業務の継続に関すること

二 業務の継続に必要な職員の確保、非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄その他の首都直下地震が発生した場合における円滑かつ

迅速な業務の継続に係る体制の整備に関する事項を内容とする各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

三 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、行政中枢機能の維持に関し必要な事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、緊急対策実施計画について準用する。

第六条 国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、前条の規定に準じた所要の措置を講ずるものとする。

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地區における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等

第七条 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全の確保を図るために必要な撤退のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「安全確保施設」という。）の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地區（以下「基盤整備等地區」という。）として指定するものとする。

2 第三条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基盤整備等地區の指定について準用する。この場合において、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前二項」と読み替えるものとする。

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等

第八条 前条第一項の規定による基盤整備等地區

の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が基盤整備等地區である地方公共団体（以下この章において「関係地方公共団体」という。）は、共同して、基盤整備等地區について、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項

イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業（以下「基盤整備事業」という。）を通じた首都中枢機能の維持に関する基本的な方針

ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

(1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業

(2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業

(3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設（ハ）において「公共公益施設」という。）の整備に関する事業

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業

ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項

二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項

イ 安全確保施設の整備等を通じた滞在者等

の安全の確保に関する基本的な方針

ロ 安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

ハ ロに規定する事業により整備された安全確保施設の適切な管理のために必要な事項

ニ 安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。）その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項

ホ 滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

3 基盤整備事業に関する事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる施設、工作物又は物件（次項並びに第十九条第一項及び第三項において「施設等」という。）のうち、首都中枢機能の維持を図るためのものとして政令で定めるものの設置であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

4 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

5 基盤整備等計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 次に掲げる者は、関係地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この条及び次条第一項において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。	11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十條第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等に関する事項について、当該基盤整備事業等に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。	2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の実施の状況について報告を求めることができる。
一 当該提案に係る基盤整備等計画において基盤整備事業及び第二項第二号又は二に規定する事業（以下この章において「基盤整備事業等」という。）を実施しようとする者	12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。	（措置の要求） 第十二條 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。
二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等計画における基盤整備事業等の実施に関し密接な関係を有する者	（認定に関する処理期間） 第九條 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。	2 関係行政機関の長は、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該基盤整備事業等の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。
7 前項の提案を受けた関係地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。	2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。	（認定の取消し） 第十三條 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画が第八條第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
8 関係地方公共団体は、基盤整備等計画を作成しようとするときは、当該基盤整備等計画に定める事項について第十五條第一項の首都中枢機能維持基盤整備等協議会における協議をしなければならない。	第十條 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。	2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。
9 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。	2 第八條第五項から第十二項まで及び前条の規定は、認定基盤整備等計画の変更について準用する。	3 第八條第十二項の規定は、第一項の規定による認定基盤整備等計画の認定の取消しについて準用する。
一 第六項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要	（報告の徴収） 第十一條 内閣総理大臣は、第八條第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第十三條第一項において単に「認定」という。）を受けた関係地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定基盤整備等計画（認定基盤整備等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。	（認定地方公共団体への援助等） 第十四條 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。
二 前項の規定による協議の概要	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	2 関係行政機関の長は、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。
10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。	（認定地方公共団体への援助等） 第十四條 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。	3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、国の関係行政機関その他の関係機関の長、認定地方公共団体及び基盤整備事業等の実施主体は、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	（首都中枢機能維持基盤整備等協議会） 第十五條 関係地方公共団体は、第八條第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。
二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等計画における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであることと認められること。	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
三 円滑かつ確実な実施されると見込まれるもの	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	一 前項の関係地方公共団体
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	二 国の関係行政機関その他の関係機関
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が必要と認める者
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
	2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。	5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による申出を受けた関係地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

7 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置

(開発許可の特例)

第十六条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限り。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

(土地区画整理事業の認可の特例)

第十七条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地

区画整理事業(同法第五十五条第一項から第六項までに規定する手続を行ったものに限り。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十二条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第五十二条第一項の認可があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十八条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第一種市街地再開発事業(同法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条第二項から第五項までに規定する手続を行ったもの)並びに同法第五十三条第四項において準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議を行ったものに限り。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十一条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。

(道路の占用の許可基準の特例)

第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に

規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限り。)のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第八十七条第一項の規定の適用については、同項中「円滑な交通を確保する」とあるのは、「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(都市再生特別措置法の適用)

第二十條 認定基盤整備等計画(第八条第二項第二号に掲げる事項について記載された部分に限る。)については、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画とみなして、同法第十九条の十五から第十九条の十八までの規定を適用する。この場合において、同法第十九条の十五第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二号又は第四号」とあるのは「首都直下地震対策特別措置法

(平成二十五年法律第 号)第八条第一項に規定する関係地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)は、同項に規定する基盤整備等計画(以下「基盤整備等計画」という。)に同条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八條第二項第二号又は二」と、同条第四項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八條第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八條第二項第二号又は二」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八條第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十七第一項中「都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「基盤整備等計画に記載された首都直下地震対策特別措置法第八條第二項第二号又は二」と、「都市再生安全確保計画」とあるのは「首都直下地震対策特別措置法第七條第一項に規定する安全確保施設(以下「安全確保施設」という。))と、同条第二項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八條第二項第二号又は二」と、「都市再生安全確保計画」とあるのは「安全確保施設」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定に

より公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があったときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十八第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号」と、「都市再生安全確保施設」とあるのは「安全確保施設」と、同条第二項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表された日」とあるのは「基盤整備等計画の認定につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があった日」と、「当該都市再生安全確保計画」とあるのは「当該認定を受けた基盤整備等計画」とする。

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等
(地方緊急対策実施計画)

第二十一条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があったときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県(以下「関係都県」という。)の知事(以下「関係都県知事」という。)は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画(以下「地方緊急対策実施計画」という。)を作成することができる。

2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地方緊急対策実施計画の区域
- 二 地方緊急対策実施計画の目標
- 三 地方緊急対策実施計画の期間

3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

一 一次に掲げる施設等の整備等であって、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項

イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定か

つ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの

ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等

二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項

イ 住宅その他の建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することを行う。)の促進その他建築物の耐震化(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることを行う。)に関する事項

ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生を防止及び火災による被害の軽減に関する事項

ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項

ニ 住居内における安全の確保に関する事項

ホ 土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項

三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なもの

イ 被災者の救難及び救助の実施に関する事項

ロ 地震災害が発生した時(以下「地震災害

時」という。)における医療の提供に関する事項

ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項

ニ 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項

ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項

ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項

ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項

チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項

リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項

ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項

四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項

五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項

六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項

七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務(以下「事業等」という。)と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

5 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

6 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。

7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(関係都県への援助)

第二十二条 国は、関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(住民防災組織の認定等)

第二十三条 関係都県知事は、その区域内における住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、緊急対策区域内において首都直下地震による被害の軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができる。

2 国及び特定地方公共団体(関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)をいう。以下同じ。)は、前項の認定を受けた住民防災組織に対し、緊急対策区域内における首都直下地震による被害の軽減を図るための活動に関し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等

(特定緊急対策事業推進計画の認定)

第二十四条 特定地方公共団体は、単独で又は共

同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業（次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定緊急対策事業推進計画の区域
二 特定緊急対策事業推進計画の目標
三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項

五 前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容

六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対し、第一項の規定による申請（以下この節において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当

該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

8 内閣総理大臣は、申請があつた特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。

二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）
第二十五条 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定推進計画の変更）
第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第二十四条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。

（報告の徴収）
第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）
第二十八条 内閣総理大臣は、認定推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定推進計画の実

施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定緊急対策事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）
第二十九条 内閣総理大臣は、認定推進計画が第二十四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第二十四条第十項の規定は、第一項の規定による認定推進計画の認定の取消しについて準用する。

（認定地方公共団体への援助等）
第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定推進計画に係る特定緊急対策事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定緊急対策事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地震防災対策推進協議会）
第三十一条 特定地方公共団体は、第二十四条第

一 項の規定により作成しようとする特定緊急対策事業推進計画並びに認定推進計画及びその実施に必要事項について協議するため、地震防災対策推進協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の特定地方公共団体

二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に必要事項について協議するため、地震防災対策推進協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、特定地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要事項は、地域協議会が定める。

第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置

(建築基準法の特例)

第三十二条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業(特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に対する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、首都直下地震対策特別措置法(平成二十五

年法律第 号)第三十二条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第三十三条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業(建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区(都市計画法第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定

を適用する。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特別用途地区緊急防災建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十四条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二條に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二條第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けたことをもって、同法第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第七章 雑則

(地震観測施設等の整備)

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(関係都県等に対する国の援助)

第三十六条 第十四条第一項、第二十二條及び第三十條第一項に定めるもののほか、国は、関係都県及び関係市町村に対し、首都直下地震に係る地震防災対策の実施に關し、当該地域の実情に応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(首都直下地震に係る総合的な防災訓練の実施)

第三十七条 緊急対策区域に係る災害対策基本法

第二条第三号に規定する指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関)及び関係都県知事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村の長その他の者と連携して、首都直下地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならない。

(広域的な連携協力体制の構築)

第三十八条 国及び地方公共団体は、首都直下地震が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、関係都県及び関係市町村と関係都県及び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努めなければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が推進されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第三十九条 国は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行状況、最新の科学的知見等を勘案し、首都直下地震に係る地震防災対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十一号中「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)」を、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)及び首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)
第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を加える。
十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。

(政令への委任)
第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、首都直下地震対策特別措置法案(衆)

平成二十五年十一月一日印刷

平成二十五年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F